

官報

號外

明治三十三年二月二十四日

土曜日

印刷局

第十四回 衆議院議事速記録第二十四號

明治三十三年二月二十三日(金曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第三十三號 明治三十三年二月二十三日

午後一時開議

第一 治安警察法案(政府提出)

第二 軍人恩給法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 衆議院議員選舉法改正法律案(政府提出兩院協) 議會議長報告

第四 工場取締及工業ニ從事スル勞動者ノ保護ニ關スル建議案(原田君提出) (委員長報告)

第五 (特別報告第十號)不當利得金下戻ノ請願 (委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス、本日政府ヨリ質問ニ對スル答辯書ガ十二通參テ居リマスガ、是ハ例ニ依リマシテ速記録ニ載セルコトニ致シマス

(書記朗讀)

星松三郎君外一名提出東京市ニ關スル質問ニ對シ西郷内務大臣ヨリ大石正己君提出外交ニ關スル再質問ニ對シ青木外務大臣ヨリ根本正君提出貴族院令ニ關スル質問ニ對シ山縣内閣總理大臣ヨリ山田喜之助君提出明治三十二年勅令第四百五十八號ニ關スル質問ニ對シ西郷内務青木外務清浦司法三大臣ヨリ田中正造君提出内務省ハ陛下ノ臣民ヲ虐殺スルカニ關スル質問ニ對シ西郷内務大臣ヨリ橋元君提出議院法違法ニ關スル質問ニ對シ山縣内閣總理大臣ヨリ久米民之助君提出議院建築調査會ノ調査ノ成行ニ關スル質問ニ對シ山縣内閣總理大臣ヨリ島田三郎君外一名提出地方自治ニ關スル質問ニ對シ西郷内務大臣ヨリ菅野善右衛門君提出國務大臣ノ法律違反ニ關スル質問ニ對シ山縣内閣總理大臣ヨリ恆松隆慶君提出家祿賞典祿處分法ニ關スル質問ニ對シ松方大藏大臣ヨリ大石正己君提出清國事變ニ關スル質問ニ對シ青木外務大臣ヨリ安部井磐根君外五名提出閣臣職責ニ關スル質問ニ對シ山縣内閣總理大臣ヨリ答辯書アリタリ

(左)答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメニ掲載ス

衆議院議員星松三郎君外一名ヨリ東京市ニ關スル質問ニ對シ内務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

衆議院議長片岡健吉殿

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議員星松三郎君外一名提出東京市ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

衆議院議長片岡健吉殿

内務大臣侯爵西郷從道

衆議院議事速記録第三十四號

明治三十三年二月二十三日

議長ノ報告

衆議院議員星松三郎君外一名提出東京市ニ關シ質問ニ對スル答辯書ニ對シ東京市街鐵道ヲ東京市ニ許可シ難キ旨ヲ小松原内務次官ヲシテ東京市長ニ内示セシメタルコトナシ

一政府ハ東京市街鐵道ヲ東京市ニ許可シ難キ旨ヲ内旨シタルコトナキヲ以テ本項ノ答辯ヲ爲スノ必要ナシ

一東京市政機關力從來決定ノ方針ヲ變更シタルモ政府ハ之ニ對シ何等ノ處置ヲ要セサルモノトス

一政府ハ東京市政ニ對シ制度ノ許ス處ニ依リ夫々監督ノ措置ヲ怠ラス

右及答辯候也

明治三十三年二月二十日

衆議院議員大石正己君ヨリ外交ニ關スル再質問ニ對シ外務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員大石正己君ヨリ提出之外交ニ關スル再質問書ニ對スル別紙答辯書差進候也

衆議院議員山田喜之助君提出明治三十二年勅令第四百五十八號ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十三年二月二十日 内務大臣侯爵西郷從道 外務大臣子爵青木周藏 司法大臣 清浦奎吾

衆議院議長片岡健吉殿 衆議院議員山田喜之助君提出明治三十二年勅令第四百五十八號ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
民法ニ於テハ地上權存續期間ノ最長期ニ付キ何等ノ制限ヲ設ケサルモ無期永久ノ地上權ヲ認メス明治三十二年勅令第三百二十九號ニ規定セル地上權ハ元外國人居留地ニ設定シタル永代借地權ノミヲ指スモノナルニ因リ同年勅令第四百五十八號ニ於テハ特ニ「外國人居留地ニ設定シタル地上權（永代借地權）ナル文字ヲ用井テ其趣旨ヲ明ニセリ故ニ勅令ニ規定セル永代借地權ト民法ニ規定セル永小作權トハ元來別種ノモノニシテ混同ヲ生スヘキ眞ナキハ勿論勅令ヲ以テ二者ノ間ニ差異ヲ設ケタルニアラス
右及答辯候也
明治三十三年二月二十日 内務大臣侯爵西郷從道 外務大臣子爵青木周藏 司法大臣 清浦奎吾

衆議院議員田中正造君ヨリ内務省ハ 陛下ノ臣民ヲ虐殺スルカニ關スル質問ニ對シ内務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也
明治三十三年二月二十三日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋
衆議院議員田中正造君提出内務省ハ 陛下ノ臣民ヲ虐殺スルカニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十三年二月二十日 内務大臣侯爵西郷從道
衆議院議長片岡健吉殿 田中正造君提出内務省ハ 陛下ノ臣民ヲ虐殺スルカニ付質問ニ對スル答辯書
内務省衛生局ハ鑛毒ノ害ニ付何等主張シタルコトナシ又大學助教醫學博士入澤達吉ニ何等命令シタルコト無シ
明治三十三年二月二十日 内務大臣侯爵西郷從道
衆議院議員橋元島君提出議院法違法ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

衆議院議長片岡健吉殿 衆議院議員橋元島君提出議院法違法ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
一月十八日衆議院議員菅野善右衛門君提出國務大臣ノ法律違反ニ關スル質問ニ對シナレタル答辯ニヨリ明ナルヲ以テ更ニ答辯セズ但質問ハ後會ニ繼續セサルヲ以テ前議會ニ提出セラレタル質問ニ對シ今議會ニ於テ答辯スルヲ得ス
右及答辯候也
明治三十三年二月二十三日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議員久米民之助君提出ニ係ル議院建築調査會ノ調査ノ成行ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十三年二月二十三日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋
衆議院議長片岡健吉殿 衆議院議員久米民之助君提出議院建築調査會ノ調査ノ成行ニ關シ質問ニ對スル答辯
議院建築調査會ハ其議事ヲ秘密ニスヘキ規定アルヲ以テ該議事ニ關シ答辯ヲ爲スヲ得ス
右及答辯候也
明治三十三年二月二十三日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議員久米民之助君提出ニ係ル議院建築調査會ノ調査ノ成行ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十三年二月二十三日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋
衆議院議長片岡健吉殿 衆議院議員久米民之助君提出議院建築調査會ノ調査ノ成行ニ關シ質問ニ對スル答辯
議院建築調査會ハ其議事ヲ秘密ニスヘキ規定アルヲ以テ該議事ニ關シ答辯ヲ爲スヲ得ス
右及答辯候也
明治三十三年二月二十三日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議員島田三郎君外一名ヨリ地方自治ニ關スル質問ニ對シ内務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也
明治三十三年二月二十三日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋
衆議院議長片岡健吉殿 衆議院議員島田三郎君外一名提出ニ係ル地方自治ニ關シ質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十三年二月二十日 内務大臣侯爵西郷從道
衆議院議長片岡健吉殿 衆議院議員島田三郎君外一名提出ニ係ル地方自治ニ關シ質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治三十三年二月二十日 内務大臣侯爵西郷從道

書差進候也

明治三十三年二月二十二日

大藏大臣伯爵松方正義

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員恆松隆慶君提出家祿賞典祿處分法ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一明治三十三年二月二十一日付家祿賞典祿ニ關スル質問ノ件ハ調査決了ノ上瑞金ノ交付スヘキモノ生シタルトキハ歳出豫算決定ノ上交付スヘキ見込ナリ

右及答辯候也

明治三十三年二月二十二日

大藏大臣伯爵松方正義

衆議院議員大石正己君ヨリ清國事變ニ關スル質問ニ對シテ外務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十三日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議員大石正己君ヨリ提出ノ清國事變ニ關スル質問書ニ對スル別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月二十日

外務大臣子爵青木周藏

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員大石正己君ヨリ提出ノ清國事變ニ關スル質問書ニ對スル答辯書

清國皇太子ノ册立ハ同國宮廷ノ内事ニ屬シ帝國政府ニ於テ干預スヘキ筋ノモノニ在ラス因テ質問ノ事項ニ對シテハ政府ニ於テ答辯スルノ限ニ在ラス衆議院議員安部并磐根君外五名提出閣臣職責ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月二十三日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員安部并磐根君外五名提出閣臣職責ニ關スル質問ニ對スル答辯書

會計検査院ハ國務大臣ニ對シ獨立ノ地位ヲ有スルヲ以テ其決議ニ對シ是非ノ意見ヲ表示スルノ限ニ非ス

右及答辯候也

明治三十三年二月二十三日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

特別委員長及理事左ノ通當選セラレタリ
工場取締及工業ニ從事スル勞働者ノ保護ニ關スル建議案
委員長 伊藤 徳三君 理事 河口 善之助君
軍人恩給法中改正法律案
委員長 岡田 龍松君 理事 田邊 爲三郎君

治安警察法案

貴族院ハ政府提出本院ノ送付ニ係ル私設鐵道法案鐵道營業法案行政執行法案案官設鐵道郵便電信郵便爲替及郵便貯金ニ屬スル現金出納ニ關スル法律案明治三十年法律第三十九號中改正法律案產業組合法案(第四號)明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案(特第二號)明治三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スル要件及本院

衆議院議長片岡健吉殿
衆議院議員恆松隆慶君提出家祿賞典祿處分法ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員大石正己君ヨリ提出ノ清國事變ニ關スル質問書ニ對スル別紙答辯書差進候也

衆議院議事速記録第三十四號

明治三十三年二月二十三日

議長ノ報告

ノ回付ニ係ル日本興業銀行法案ヲ可決シ及本院提出ニ係ル明治三十三年法律第二十一號中改正法律案市制中改正法律案市制町村制中改正法律案教育所ニアル孤兒ノ後見職務ニ關スル法律案ヲ可決シ東京市區改正條例中改正法律案ニ對シ第二讀會ヲ開カサルコトヲ議決セル旨同院ヨリ通牒アリ

田中正造君ヨリ答辯書議長法違反ノ儀ニ關シ鑛業ヲ停止セス地方制度ノ破レタルヲ回復セサル儀ニ關シ政府ハ常ニ公ノ責任ヲ有セサル儀ニ關シ鑛業ヲ停止セサル儀ニ關シ各地森林拂下ノ代金ヲ其伐木セル跡ニ苗樹ヲ植ユル經費ノ半額ニモ足ラサル怪シムヘキ儀ニ關シ數十万人ノ生業ヲ停止シテ之ニ害ヲ加フル鑛業ヲ停止セサル儀ニ關シ毒流ノ根原ヲ止メス伐木ヲ禁セス河川ヲ破壞ノ儘ニシテ改築セサル儀ニ關シ多大ノ水産ヲ頽廢セシメ之ヲ回復セサル儀ニ關シ鑛業ヲ停止セス且免租ノ繼年期ヲ許可セサル儀ニ關シ足尾銅山附近群馬縣サウリ官林不正下戻ノ儀ニ關シ國家歳出ノ分捕ヲ主義トシ人權ヲ無視セントスル儀ニ關シ財政ヲ紊リ及公私有ノ財產ヲ滅シテ歳入財源ノ不足ヲ唱フル儀ニ關シ政府多年鑛毒ノ人命加害ノ質問ニ對シ詐欺ノ答辯ヲナシタル儀ニ關シ故ラニ加害者古河市兵衛ニ緣故アルモノヲ地方官吏ニ任シテ被害民ヲ殺シ盡サントスル儀ニ關シ鑛毒被害民ノ病軀中ニアルコトヲ知リテ之ヲ虐待セシメ義ニ關シ政府ハ特ニ關八州ノ人民力從順ナルヲ侮リ各所ニ於テ無慮數十萬町ノ山林ヲ押領シ之ヲ愛スル所ノ緣故ニ與ヘ一方ニ己レカ利益ノためニ六萬町餘ノ有租地ヲ擧ケテ砂漠トナスヲ憚カラス遂ニ其ノ被害民ヲ毒殺シ及ヒ殺傷セシメ義ニ關シ海外移住ノ勸誘ヲ爲シテ却テ帝國本土ノ廢滅ヲ助成スル義ニ關シ官吏我慾ノ爲メニ學理上ノ思想ヲ失ヒタル義ニ關シ輦轂ノ下ニ直接鑛毒ノ侵害アルヲ知ラサルカノ義ニ關シ政府カ皇室ノ尊榮ヲ冒瀆シ憲法ヲ無視スルノ甚シキ義ニ關シ我等被害民ヲ救ヘヨ然ラサレハ之ニ死ヲ與ヘヨトノ請願ニ對シ之ニ舉行ヲ加ヘ殺傷セシメシメハ何等ノ理由ニ出テタルカノ義ニ關シ其源ヲ清メス其末ヲ修メントスル義ニ關シ鑛毒被害地無政府ニ付イテノ義ニ關シ故ラニ良民ヲ殺傷スルヲ謀リタル義ニ關シ質問書ヲ提出セラレタリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノため茲ニ掲載ス)

答辯書議長法違反ノ義ニ付キ質問書

右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 長谷場 純孝

議院法ニハ直ニ答辯ヲナシ云々トアリ然ルニ法ヲ無視シテ直チニ答辯ヲ爲サス會期盡キントスルニ際シテ僅ニ儀式的の曖昧ノ答辯ヲナシ再問ノ餘地ナカラス如何

鑛業ヲ停止セサル義ニ付質問書
鑛業ヲ停止セサル如何
右成規ニ據リ提出候也

明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 長谷場 純孝

多大ノ邦土ト人民ヲ毒殺シ又之ヲ殺傷シ尙且豫防工事ノ功能ヲ説クカ如キ政府ノ爲メニスル處如何

右及質問候也
政府ハ常ニ公ノ責任ヲ有セサル義ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 長谷場純孝
外二十九名

政府ハ鑛業主古河市兵衛ノ人民ヲ毒殺スルヲ顧ミス今又警官憲兵ヲシテ多
ノ人民ヲ負傷セシメ曾テ鑛毒被害民ノ爲メ其身體生命ヲ安全ナラシムル
道ヲ講セシメ只管鑛毒被害民ヲ困シムルノ方針ヲ執リ其ノ極法律ヲ濫用シ
法權ヲ妄用シ以テ良民ニ附スルニ兇徒ノ汚名ヲ以テシ斯クテ國家ヲ欺キ土
地人民ヲ廢窮セシメ而カモ猶ホ靦然其ノ責ニ任スルノ意ナキ理由如何
右及質問候也

鑛業ヲ停止セシメ地方制度ノ破レタルヲ回復セサル義ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 初見 八郎
外二十九名

被害地ニアラスト雖モ町村費ノ不足ヲ告クル今日ニ當リ鑛毒激甚地ノ町村
ハ悉ク地價ヨリ收入スヘキ町村稅ノ財源ヲ消滅セリ況ンヤ免租ヨリ來ル公
民ノ權消滅シテ自治ノ制度ハ破壞セラレタリ且ツ縣會ハ爲メニ議員ヲ失ヒ
村政タメニ破レタルハ夙ニ政府ノ知ル處ナリ然ルモ明治三十一年ヨリ此破
壞ノ町村ニ對シ何等ノ保護ヲ爲サズ今日ニ之ヲ傍觀シ且ツ此町村ニ對シ地
方官ハ舊ノ如ク公務ノ依託ヲ迫ル如キ如何
右及質問候也

數十萬人民ノ生業ヲ停止シテ之レニ害ヲ加フル鑛業ヲ停止セサル義ニ付
質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 長谷場純孝
外三十四名

一視同仁ノ御勅ニ背反スル事之レヨリ甚シキハナク又國家經營ノ上ニ於テ
在來ノ享有タル無量ノ天産及所有權ヲ始シメトシ被害民ノ生命ヲモ刻ミ且
ツ之レヲ殺傷シ尙且ツ鑛業ヲ停止セサルハ如何
右及質問候也

各地森林拂下ノ代金カ其伐木セル跡ニ苗樹ヲ植ナル經費ノ半額ニモ足ラ
サル怪シムヘキ儀ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 長谷場純孝
外三十四名

蓋シテイ哉數百萬圓ニ價スヘキ山林ノ樹木ヲ僅ニ壹萬圓未滿ヲ以テ尾尾銅
山ニ於テ古河市兵衛ニ拂ヒ下ケタルハ政府ノ答辯ニ依リ明ラカナリ尙ホ國
有山林ハ悉ク此例ニ依ラサルモノ少シト云フ去ル明治十五年以來三十二年
迄ノ拂ヒ下ケ人ノ姓名及ヒ段別百町以上ノ分其段別及ヒ收入代金等ヲ明ラ

カニ答辯アレ
右及質問候也
毒流ノ根原ヲ止メス伐木ヲ禁セス河川ヲ破壞ノ儘ニシテ改築セサル義ニ
付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 長谷場純孝
外二十九名

河底高ク埋リ兩岸毒化シテ崩落日ニ甚キヲ見ル之ニ對スル處置如何
右及質問候也
多大ノ水産ヲ類廢セシメ之ヲ回復セサル義ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 長谷場純孝
外三十四名

群馬栃木埼玉茨城千葉東京府ニ涉リ渡良瀨利根江戸川及銚子港ト東京灣ト
達スル本枝流及大小池沼ニ生活スル數萬ノ漁業者ヲ去ル明治十二年ヨリ起
算シ年々其生業ノ減滅セル其ノ程度ヲ示セ
右及質問候也
鑛業ヲ停止セシメ且ツ免租ノ繼年期ヲ許可セサル義ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 長谷場純孝
外二十九名

免租ニ至ラサル田畑ヨリ今ハ銅化セル葉灰ヲ出スニ至レリ政府ハ何等ノ證
跡ニヨリテ有毒地ノ免租地ニ繼年期ノ許可ヲササルカ如何銅山附近渡良
瀨川上流ノ水色依然舊ノ如ク清マラス常ニ毒色ヲ呈ス之レ凡眼ノ一目見テ
以テ多毒ナルヲ知ル而モ尙ホ雛形ノ豫防工事ノ一角ヲ以テ銅山全體ノ功
奏スルモノトシテ鑛業ヲ停止セサルカ沍塞ノ氣候ト地形狹隘トハ防クヘカ
ラス如何
右及質問候也

足尾銅山附近群馬縣サリ官林不正下戻シノ儀ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中 正造

贊成者 長谷場純孝
外三十四名

一群馬縣サリ官林數萬町歩ヲ詐欺シ地元平民某ニ下ケ戻シタルハ事實ナ
リ而シテ其ノ官林段別及ヒ下ケ戻スヘキ證據ノ不正ナルヲ下ケ戻シタル
コト
一小部分ヲ下ケ戻スヘキ事實アリトスルモ其ノ地籍ヲ詐リテ數萬町歩ノ官
林ヲ私シ之ヲ一個人ニ下ケ戻シタルハ當局大臣等カ下ケ戻シ願入ト結托

贊成者 本間 直
外五十三名

提出者 田中 正造
山田 喜之助
江島 久米雄
佐藤 宗彌
福田 久松
西田 收三

シテ惡事ヲ爲シタルニハアラサルカ若シ然ラストセハ確證ヲ示サレシコトヲ望ム

右質問ニ及ヒ候也
國家歳出ノ分捕ヲ主義トシ人權ヲ無視セントスル義ニ付キ質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中正造

贊成者 長谷場純孝
外三十一名

明治二十三年以來國費增加シテ三倍強トナリ國威振ハス民力疲弊シ殊ニ鑛毒被害地ノ如キハ其毒益劇甚ヲ逞フシ人畜死亡多キヲ加ヘ尙ホ且ツ之ニ腕力暴威ヲ以テ望ムハ如何
財政ヲ紊リ及ヒ公私有ノ財産ヲ減シ而シテ歳入財源ノ不足ヲ唱フル儀ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中正造

贊成者 長谷場純孝
外三十一名

國家ノ財源タル廣大ノ山林ヲ捨ツルカ如ク與フルカ如ク拂下ケ且ツ之ヲ濫伐セシメ依テ洪水ヲ劇甚ニシ依テ國家ノ大小河川ヲ破壞シ殊ニ甚シキハ足尾銅山ノ煙毒ハ廣大ナル諸山林ヲ枯凋シ山岳ヲ瓦解崩落セシメテ河川ヲ埋メ破リ其ノ事實ハ無比無類ノ大害ナリ而シテ其ノ銅山ヨリ流出セル鑛毒ハ上野下野武藏下總常陸ノ五州ヲ橫斷シテ現形ノ六萬餘町歩ノ有租地ヲ砂漠ニ化シ去ラントシ而シテ尙ホ侵害ノ將來ニ停止スル處ヲ知ラス此ノ如ク固有ノ天産無慮ノ田園ト人畜ヲモ亡滅シ年々國土ノ資本ヲ減損シテ未タ加害ノ根元ヲ絶ツヘキナク尙ホ且ツ其ノ山ヲ荒シ其ノ毒ヲ流シ其ノ水ヲ清メス其人ヲ毒ニ殺シテ厭フナク之ニ對スルノ請願書ヲ殺傷シテ除害ノ事業ヲ願ミス且ツ曰ハク歳入財源ノ乏シキヲ如何セント理由如何
政府ハ多年鑛毒ノ人命加害ノ質問ニ對シ詐欺ノ答辯ヲナシタルノ義ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中正造

贊成者 初見 八郎
外二十九名

政府ハ從來衛生被害ヲ認メスト答ヒタレトモ鑛毒地ノ小部分ナル町村十二字三十四個ニ付人口壹萬八千人中ニ於テ壹千餘人ノ夥シキ毒死者ヲ出シテ而モ尙之ニ驚カサル内務省醫學士宮入某被害地ニ來リ此慘狀ヲ視テ頗ル同情ヲ表シタルニ當局諸大臣ハ足尾銅山鑛業主古河市兵衛ヨリ利益ノ分配ヲ受ケタルヲ歎非命ノ毒死者アルモ尙且ツ人命ニ害ナシト認ユ且ツ殘虐日ニ至ラサルナク屢職權外ノ暴行ヲ爲シ終ニ被害民ヲ惱マシ傷メタリ既ニ今回ノ事ノ如キ白晝持兇器ノ大惡行ヲ爲シタルモノト何ソ異ナランヤ之ヲ如何
右參考書一通相添及質問候也
(參考書)
第十三議會ニ奉呈セル請願書

第十三議會ニ奉呈セル請願書

(此參考書ハ去ル明治三十一年二月調査ニ係ルモノ)
足尾銅山鑛毒被害民生命救護ノ請願
鑛毒事件ノ天下ノ問題トナリ候ハ既ニ久シキ以前ヨリノ事ニテ世人ハ最早ヤ其舊問題ニ屬スル故ヲ以テ或ハ之ヲ等閑ニ附シ甚シキニ至テハ全然忘却セントスルノ有様ナルニモ拘ラス鑛毒地ノ慘狀ハ駭キトシテ日一日ヨリ激甚ヲ加ヘ被害民ノ痛苦ハ刻々々々迫リ來テ今ハ公權存續願町村制度破壞ニ關スル保護請願若クハ鑛業停止願河身改築願等事ノ將來ニ關シ或ハ權義問題ニ屬スル請願ヲ呈出スルニ先チテ先ツ被害民等ノ生命救護ヲ哀願スルノ止ムヲ得サル危急ノ場合ニ有之私其實地視察ノ上同胞相愛ノ情ヨリ默視スルニ忍ヒス茲ニ不取敢被害民ニ對スル生命救護ノ請願ヲ呈出スルニ至リタル次第ニ御座候被害甚カ地方目下如何ナル悲境ニ陥リテ被害民等カ如何ニ苦痛ヲ極メツアルカハ私其實地ヲ視察シテ誠ニ意外ノ感有之政府ハ如何カ故ニ此ノ如ク冷淡ナリシカ實ニ憤慨ニ耐ヘサルホトノ慘狀ハ到底斷簡零墨ノ能ク其實況ヲ描出シ得ル所ニアラス斯ル實狀ナルニモ拘ハラヌ被害民ノ語ル所ニ依レハ當局者ノ來リテ實地ヲ視察スルモノ甚ダ少ク又其視察ヲ求ムルモ雷ニ之ヲ喜バザルノミナラス却テ請願ヲ妨害スルノ實アリト是レ洵ニ怪シムヘキ極ニシテ私共ノ解スル能ハサル所ニ御座候

今實地見聞ニ係ル一二ノ例ヲ舉ゲンニ從來ハ豪農ノ位置ヲ保チ十名内外ノ作男ヲ使役シテ盛ニ農業ヲ營ミタル者モ今ハ田畑宅地ノ全ク荒廢ニ歸シタルカ爲メ悉ク作男ヲ解僱シテ農業ヲ全廢スルニ至リタルノミナラス日常ノ野菜類ヲモ他ヨリ購求スルニ非サレハ食スル能ハス現ニ去ル三日ノ節分ニ際シ撒拾ニ使用スル一二合ノ豆ヲモ他ヨリ購求シテ始メテ其用ヲ充タシタルカ如キ僅カニ其一端ヲ舉ゲタルニ過キスト雖モ亦以テ被害地ニ於ケル農業ナルモノカ如何ナル狀況ニ在ルカヲ推知スルニ足ル可シ之ヲ要スルニ被害地方ニ於ケル農業ハ既ニ全廢ニ歸シ流毒ノ爲メニ魚鳥介蟲ノ類ハ悉ク其痕ヲ絶テタルニ依リ漁獵ノ職亦隨テ廢滅ニ歸シ其結果ヤ幾万ノ男子ヲシテ悉ク遊民ト化セシメタリ而シテ此等ノ遊民ハ僅カニ女子ノ職業タル機業ノ手助ケ則チ捻絲線等ノ賃仕事ヲナシテ辛クモ露命ヲ繋キ居ルト雖モ一朝不景氣ノ風機業界ニ吹キ來ランカ露命ヲ繋クニ唯一ノ職業タル此種賃仕事モ亦絶無ニ歸シテ幾十萬ノ生靈ハ見ス々々困死ニ終ハラサルヲ得サルニ至ランコト今ヨリ豫期シ得ヘキモノ有之加フルニ困憊ノ極被害民中一人ノ立チテ請願陳情ニ運動スルモノナキニ至ラン是故ニ今ニ於テ之レカ救助ノ方法ヲ設ケルニ非レハ杖ヲ以テ人ヲ殺スト刀ヲ以テ人ヲ殺スト其殺スヤ則チ同一ナルカ如ク之ヲ高閣ニ束ネテ之レカ保護ヲ怠リ之レカ救助ヲ爲サスルハ終ニ幾拾萬ノ生靈ヲ殺スニ至ルヘク是レ實ニ政府ノ意思ニアラス又同胞ノ忍ブヘキ所ニモ無之候得者速カニ應急ノ救護法ヲ設定セラレ度侯私共ハ元來鑛毒被害地ノ者ニハ無之候得共被害地ノ實況ヲ見テ默視スルニ忍ヒズ右及請願候也
別紙附屬諸表ハ被害蔓延ノ一斑及ヒ鑛毒ノ衛生上ニ及ホセル影響ノ一端ヲ舉ゲタルモノニ有之候間御參考ノ爲メ茲ニ添附致置候但シ被害地ハ明治二十三年ニ千六百町歩同二十六年ニ三千町歩同二十九年ニ三萬町歩同三十年ニ五萬町歩同三十一年ニ六萬町歩餘ノ割合ヲ以テ蔓延シ尙年次ノ進ムニ隨テ益々其區域ヲ加フルニ至ルハ疑フ容レサル所ニ御座候又衛生上ヨリ觀ル時ハ是レ亦同様年次ノ進ムニ隨ヒ全村舉テ無人ノ砂漠ト化

シ候事明カニ左表ノ證スル所ニ候得者此點ニ對シ深ク御注目相成度候
明治三十三年二月九日 請願人

山口縣熊毛郡田布施村四百二十七番屋敷土族 勝馬
東京市麴町區飯田町六丁目十七番地寄留 平田 儀重
栃木縣安蘇郡赤見村大字赤見四百九十四番地平民 儀重
明治三十三年十二月生
明治三十三年九月生
衆議院議長片岡健吉殿

參考書

附第一號表 鑛毒被害地收穫高調査表 栃木縣安蘇郡津川村
人民耕作地 三十二年收穫 人口一人ニ對スル收穫ノ比較
三十一年收穫 二十八年前以前ニ於
テ平均收穫ノ平均

Table with columns: 項目, 段別, 地租, 種類, 數量, 三十一年, 二十八年以前平均, 三十一年以前平均. Rows include 田, 如, 宅地, 附第二號表, 附第三號表.

附第二號表 鑛毒被害民有地及債權債務併土地賣買調査表 前同村年度
附第三號表 水害救助ニ關スル調査表
全部免租 工農 一八五 三〇〇〇〇〇 五、一〇〇〇〇〇 二、一〇〇〇〇
救助金高 平均一月ノ救助金額 一四〇、〇〇〇〇〇 三四五、〇〇〇

Table with columns: 年, 度, 出生者, 死體分死, 二歳以下ノ者, 二歳以上ノ者, 合計. Rows include 明治二十五年, 同二十六年, 同二十七年, 同二十八年, 同二十九年, 同三十年, 同三十一年.

附第四號表 鑛毒被害地出產死亡調査表
更ニ鑛毒ノ劇甚地ニ於ケル部落統計ヲ舉クレハ右之如シ
栃木縣安蘇郡植野村字沼畑

Table with columns: 年, 度, 戸數, 人口, 出生者, 死體分死, 二歳以下ノ者, 二歳以上ノ者, 合計. Rows include 明治三十年, 同三十一年.

無害地トノ比例 有害鑛毒地 鑛毒無害地 日本全國
生 死 比數 人口百人ニ對スル出生 人口百人ニ對スル死亡
右ハ當局諸大臣並ニ帝國貴衆兩院ニ捧呈セル者ニテ兩院ハ之ヲ採擇シ現政
府ニ呈送セシ者也
故ラニ加害者古河市兵衛ニ緣故アルモノヲ地方官吏ニ任シテ被害民ヲ殺
シ盡サントスル義ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日 提出者 田中 正造 贊成者 長谷場純孝 外二十九名

一現ニ栃木縣書記官樺山某縣屬青木某ノ二人ハ被害民ヨリ不正ノ證書ニ調
印ヲ取リタルモノナリ其他群馬縣知事ノ現今古河市兵衛ノタメニ奔走ス
ルコトヲ始メ諸府縣警察官吏等ヨリ町村駐在巡查ニ至ル迄十中ノ七八人
ハ凡加害者ノ雇人ニシテ表裏二重ノ月給ヲ取リツツアリト聞ケリ此ノ如
キ事情アルヲ以テ下情ノ多年上達セサル今同ノ暴橫モ又此古河市兵衛ノ
奴隸タルモノノ惡意ニ出テタル可シ中央各當局者果シテ克ク之レヲ探知
シ得ルカ抑モ又知而共ニ此惡事ヲ爲シタルカ
右及質問候也
鑛毒被害民ノ病軀中ニアルコトヲ知リツ、之ヲ虐待セシ義ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日 提出者 田中 正造 贊成者 長谷場純孝 外三十一名

警官憲兵等ニ殺傷セラレタル被害民ハ悉ク病體ニアラサルハナシ之レ警官
憲兵ノ夙ニ知ル處ナリ已ニ人毒ニ死スル多シトモハ生存者又病體ナラサル
ナシ此ノ病體ニ用ユル防寒具ヲ奪ヒ食料ヲ奪ヒ打撲殺傷シテ水中ニ没シ衣
服ノ濕レタルヲ改メシメ寒氣ニ苦マシメ又之レヲ縛シタルノ後チ慘酷ニ
モ之レニ幾回トナク毆打ヲ加ヘタリ其レ憲兵警官ニ命シテ惡事ヲナサシム
ル抑モ古河市兵衛ヨリ何百何十方圓ニテ此ノ大惡事ヲ受負ヘタルカ如シ其
ノ事實如何
右及質問候也

政府ハ特ニ關八州ノ人民カ從順ナルヲ侮リ各所ニ於テ無量數十萬町ノ山
林ヲ押領シ之ヲ愛スル所ノ緣故ニ與ヘ一方ニハ己レカ利欲ノタメニ六萬
町餘ノ有租地ヲ舉ケテ砂漠トナスヲ憚ラス終ニ其ノ被害民ヲ毒殺シ及殺
傷セシ義ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日 提出者 田中 正造 贊成者 長谷場純孝 外三十一名
薩長藩閥ノ專橫茲ニ至テ極マレリ此ク本國東方ノ土地人民ニ對スル殘忍我
欲營フルニモノナシ今尙之ヲ改ムル能ハサルカ將タ倍々其惡事ヲ增長セシ
トスルカ

右及質問候也
海外移住ノ勸誘ヲ爲シテ、却テ帝國本土ノ廢滅ヲ助成スル儀ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中正造
贊成者 長谷場純孝
外二十九名

故ラニ本島ノ中央ニ於テハ多大ノ良土熟地ヲ不毛トシ砂漠トシ人畜ノ居住
スヘカラサル魔境ヲ造リ之ニ住スルモノ、生命ヲ刻ミ太古ヨリノ住民ヲシ
テ任居ニ堪ヘサラシムル如何
右及質問候也
官吏我慾ノ爲メニ學理上ノ思想ヲ失ヒタル儀ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中正造
贊成者 長谷場純孝
外三十一名

當局大小官吏十中ノ七八ハ皆此ノ我慾ノ爲メニ自家ノ本領ヲ忘レ又自ラ本
領ヲ破リ剩ヘ毒ヲ以テ多種ノ天産ヲ亡滅シ又人爲ヲ以テ人畜ヲ毒殺シ尙且
ツ之ニ對スル請願者ヲ創傷シテ之ニ被ラシムシニ凶徒召集ノ汚名ヲ以テス
ル如キ實ニ感ヘルノ甚キモノニアラスヤ
右及質問候也
輦轂ノ下ニ直接續毒ノ侵害アルヲ知ラサルカノ儀ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中正造
贊成者 長谷場純孝
外四十二名

東京府ハ
皇室ノ在ル所中央各省ノ存スル所殊ニ内務省衛生局並ニ大學醫學部ノ在
ル所且ツ警視廳ノ在ル所ナリ其他國政發動ノ萬機皆聚ツテ此府下ニ在ラサ
ル無シ而シテ古河市兵衛ノ流出セシムル足尾銅山ノ害毒ハ今ヤ現ニ東京府
ニマテ侵入セリ而カモ猶ホ直接八民ノ生命ヲ害スルヲ知ラサルカ
右及質問候也
政府カ
皇室ノ尊榮ヲ冒瀆シ憲法ヲ無視スルノ甚マシキ儀ニ付質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中正造
贊成者 長谷場純孝
外二十九名

陛下ノ赤子タル被害地ノ人民カ奸商古河市兵衛ノ爲メニ祖父傳來ノ家産ヲ
蕩盡シ其骨肉ヲ殺傷セラル、ニ忍ヒス之カ救濟ノ道ヲ求ムルモ 陛下ノ補
弼タル百僚官吏ハ憲法法律ノ恩惠保護ヲ殊ニ被害民ニ限リテ與ヘサルノミ
ナラス却テ時々暴威暴方ヲ以テ之ニ臨ミ自己ヲ利センカ爲メニハ憲法ノ全
部ヲ破壞シ法律ヲ濫用シ又法律以外ニ突出シ良民ヲ殺傷スル等是レ一視同
仁ト勅ラセ玉ヘタル 陛下ノ臣民タル一部ノ良民ヲ虐待スルモノニシテ是

レ 陛下ノ聖旨ニ大ニ違ヘタル者ト云ハサルヘカラス之レ皇室ノ尊榮ヲ冒
瀆スルノ甚キ者ト恐察ス
右及質問候也
我等被害民ヲ救ヘヨ然ラサレハ之ニ死ヲ與ヘヨトノ請願ニ對シ之レニ暴
行ヲ加ヘ殺傷セシメシハ何等ノ理由ニ出テタルカノ儀ニ就キ質問書
右成規ニ據リ提出候也
明治三十三年二月二十三日
提出者 田中正造
贊成者 長谷場純孝
外三十四名

本期議會兩院ニ捧呈セル續毒被害民救助請願理由書ノ結文ニ曰ク
隱政府タルモノ宜シク今ヨリ後チ唯奈何ニセハ足尾銅山ノ罪蹟ヲ隱蔽シ
得ルカ又奈何ニセハ其續毒業ヲ曲庇シ得ルカ如何ニセハ其責任ヲ免ル、ヲ得
奈何ニセハ我等被害民ヲ撲殺シ得ルカ如何ニセハ其心ヲ捨テ、此被害地人民
ノ多年間毒ニ殺サル、ヲモ知ラサルヲ憐ミ奈何ニセハ之ヲ救助シ得ルカ
ノ正理公道ニ基キ翻然其精神ヲ改メ克ク條例ヲ履行シ以テ克ク法ヲ守リ以
テ克ク水源ヲ涵養シ以テ克ク國家ノ田園ヲ保護スヘシ而シテ又山嶽ノ崩落
ヲ防キ河川ノ流水ヲ清メ毒化セル河川兩岸ノ墜落ヲ止メ河身ノ破壞ヲ改造
シ其樹ノ濫伐ヲ防ク能ハス必要切迫ナル水源諸山ニ苗樹ヲ植ウルノ密ナ
ル能ハス依テ完全ナル造林ノ目的ヲ達スル能ハス且ツ砂防工事ノ履行ヲ爲
ス能ハス岩石土砂ノ放流ヲ抑制スル能ハス且ツ土質毒化シテ兩岸ノ墜
落スルヲ止メメ河底ノ急ニ埋没セシヲ復スル能ハス尙河身破壞ノ改築ヲ急
ク能ハス民屋ノ毒河ニ漂フ劇變ヲ救フ能ハス制度ノ破レタルヲ修ムル能ハ
ス毒ノ爲メニ停止セラレタル生業ヲ復活シテ公益ヲ保護スル能ハス悲慘ナ
ル戸口ノ死滅ヲ救フ能ハス死地ニアル我等窮民ノ急ナル請願ニ對シ急キ之
ヲ處置スル能ハス早ク水ヲ清ムル能ハス天産復活ノ基ヲ開ク能ハス憲法ヲ
守ル能ハス非命ニ墮レタルモノ、處置ヲ爲スコト能ハス權利ヲ全フセシム
ル能ハス生命ヲ救フコト能ハス寧ろ我等被害民ヲ殺セヨ
言軌ヲ脱シ語律ヲ逸スル如キアルハ慘苦筆舌ノ及ハサルモノアレハナリ又
誠ニ寸斷刻苦ノ慘ニ堪ヘサレハナリ致死ノ請願本書逐一採用セラレシム
我等被害民ハ秩序順次ニ則リ自家ヲ救護スルノ道萬々杜絶セラレタルモ
ナリ敢テ閣下ノ處決ヲ仰キ度理由書相添候恐惶謹言

又足尾銅山續毒被害民生命保護ノ請願書ハ明治三十二年二月八日山口縣熊
毛郡田布施村四百三十七番屋敷平田勝馬栃木縣安蘇郡赤見村田村儀重ノ二
名ヨリ帝國議會ニ奉呈セシモノニシテ兩院ハ既ニ之ヲ政府ニ回送セリ
然ルニ政府ハ此等請願書ヲ埋没シテ其處分ヲ爲サス而シテ多ク死者ヲ出シ
タル被害民ハ專ラ秩序ヲ履行シテ行政各當局五省諸大臣及内閣法制局等ニ
奉呈セル今同ノ請願書ニモ各縣各郡ノ町村長數十名連署セシカ之ニ對シ地
方官ヲシテ先ツ其請願ヲ拒マシメ加之本月十三日群馬縣警官及憲兵ヲ利用
シテ加害者古河市兵衛ノタメニ其被害民ヲ創傷セル理由如何
右及別紙參考書相添質問候也
(左ノ統計表ノ要目ハ今期議會ニ貴衆兩院ヘ奉呈セシ請願ノ要目ニアリ)
日本全國ノ生死統計ニ對シ續毒被害地ノ生死ノ數ヲ比較セハ如左

議院議事速記錄第三十四號 明治三十三年二月二十三日 議長ノ報告
六九五

○日本全國生死統計
生者凡 三
死者凡 二

○鑛毒被害地方四縣三十四字ノ調査(但明治三十二年十二月五日迄ノ
調ヘニ據ル)

人口 一万八千四百七十三人中
出生 二千一百九十一人ニ對シ
死亡 三千二百五十五人ノ割合ナリ

依是觀之

死亡増加ハ實ニ壹千〇六十四人ノ多キニ至レリ

右ハ被害地一百三十八箇町村中僅々タル三十四字ノ分ヲ被害民ノ手ニ由
テ調査セシモノナリ之ニ對スル政府ノ大調査ハ何千人トナルヤ未タ之ヲ
我々ニ知ラシメス

其源ヲ清メス其ノ末ヲ修メントスル右ノ義ニ付質問書

右成規ニ據リ提出候也

明治三十三年二月二十三日

提出者 田中正造

贊成者 長谷場純孝

外三十四名

水源ノ水多シ又全山ノ鑛毒各種ノ汚穢甚多シ依テ本流渡良瀨川ノ水ハ常ニ
毒色ヲ呈シ何人ト雖モ一目水源本流ノ多毒ナルヲ認メ得ヘシ之ヲ以テ下流
多種ノ天産ヲ亡滅シ又人畜ヲ殺ス等皆此本流ノ水多ク毒多キニアリ若シ夫
レ一朝風雨アレハ忽チ山嶽崩レ水落チ激流氾濫全山ノ毒砂悉ク渡良瀨川ノ
本流ニ投ス然ルヲ區々豫防工事ノ功能ヲ説クモノアレハ之レ全山ノ地形ト
氣候ノ劇變ヲ知ラサルモノナリ又下流ノ地勢及ヒ沿岸無慮ノ天産ヲ願サル
モノナリ之ヲ如何

右及質問候也

故サラニ良民ヲ殺傷スルヲ謀リタル義ニ付質問書

明治三十三年二月二十三日

提出者 田中正造

贊成者 長谷場純孝

外三十四名

質問主意書

埼玉縣利島川邊兩村茨木縣新鄉村群馬縣海老瀨村合四ヶ村ノ鑛毒被害人民
ハ本年二月十三日合計凡ツ六百八人生命保護ノ請願書相携ヘ同日午前五時頃
村方出立同午前八時無事ニ利根川ヲ南ニ渡リ此處西ノ方北川保村ヲ距ルコ
ト二里餘埼玉縣ニ入り二里程行進セシ處埼玉縣忍野警察署長佐藤浩吉ナル
者巡査二十餘名ヲ率ヒ來リ被害民ニ説諭スル處アリ即チ被害民ハ十名ノ委
員ヲ撰ミ出京セシメ殘ル五百九拾人ハ歸途ニ付キ利根川ヲ北ニ渡リテ群馬
縣警察官ト堤上ニ出逢フヤ警察官理不盡ニ被害民ヲ打撲ス輕傷ヲ負ハサル
者ナシ此溫良ヲ證明スルニ足ルヘキ被害民ノ歸途ニ付ク者ヲ見テ此ノ如シ
之ヲ以テ考フレハ北川保村ニ於ケル數千人ノ被害民ニ對シ暴行ヲ加ヘタル
ハ豫シメ之レカ暴虐ノ準備ヲナシタルハ明カナリ

右及質問候也

鑛毒被害地無政府ニ付テノ義ニ付質問書

右成規ニ據リ提出候也

明治三十三年二月二十三日
提出者 田中正造

贊成者 長谷場純孝

外三十四名

足尾銅山鑛毒被害地ハ多年間無政府ナリ近クハ今回警吏ノ横暴殺傷ノ如キ
ハ無政府ヨリモ更ニ甚シク誠ニ之レ暗黒社會ナリ果シテ無政府ヨリ甚シク
セハ爾來被害民ハ直ニ加害者撲滅ノ方法ヲ講セサルヘカラス依テ此ノ被害
民カ自家ノ爲メ國家ヲ爲メ又ハ父母子弟ノ殺サレタル者ノ爲メ其ノ仇ヲ報
シ爲メ又ハ損害賠償ヲ請求スルカ爲メ無政府人民ノ權利トシテ大勢號呼
加害者ニ對スル運動ノ激烈ナルヲ呈スルニ至ラハ前日ノ無政府ハ直ニ有政
府トナリテ直ニ政府ハ加害者ヲ曲庇シテ我々ヲ苦ムルカ如キ之レ政府恰モ
無キカ如ク又有ルカ如シ有レハ即チ無キニ若カス若シ政府有リトセハ何故
ニ被害民ノ死命ヲ救ハスシテ却テ之ヲ殺傷セシカ又政府無シトセハ何故ニ
被害民ニ對シ法律ヲ濫用シテ却テ之ヲ殺傷セシカ又政府無シトセハ何故ニ
被害民ノ對シ法律ヲ濫用シテ却テ之ヲ殺傷セシカ又政府無シトセハ何故ニ
被害民ノ對シ法律ヲ濫用シテ却テ之ヲ殺傷セシカ又政府無シトセハ何故ニ
被害民ノ對シ法律ヲ濫用シテ却テ之ヲ殺傷セシカ又政府無シトセハ何故ニ
被害者ノ間諜タル俗吏ヲ被害地ニ放チテ陰謀無心ノ良民ヲ惱マシテ止マヌ無
政府ニアラスシテ何リ

一被害地小部分ノ調ニテモ一千有餘人ノ悲命死者ヲ出セル程ノ悲惨ニ陷入
ラレ居ルト雖モ怪ムヘキ哉警吏ノ一人トシテ之ニ注意ヲ與ヘン者ナシ甚シ
イ哉又被害地ノ警吏巡查ハ古河市兵衛ノ間諜ニアラサルモノ殆ント稀ナリ
ト云フ依テ被害民ヲ誣ユルニ兇徒ノ惡名ヲ以テセリ政府ハ何故ニ他府縣ノ
警吏巡查ト速ニ交送セシムルニ此ノ原被ノ官民ヲ混同雜居セシメテ日夜ニ通
シテ此ノ病軀ノ窮民ヲ虐待セシムルカ

○讚長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、早川龍介君

(早川龍介君演壇ニ登ル)

○早川龍介君(二百八十四番) 頗ル會期モ切迫致シマシテゴザイマスル今日
ニ當リマシテ、此貴重ノ時間ヲ私ノ質問ノ要旨ヲ辯シマスルタメニ、幾分か
費シマスルノハ、甚ダ恐縮デゴザイマスガ、少シ次ノ議會マデニハ延べ難イ
コトデゴザイマスカラ、極簡短ニ質問ノ要領ヲ一言此處デ陳辯致シマス、過
ル十七、十八、十九日三日ヲ以テマシテ、此院ノ全體ガ振天府ノ拜觀ヲ許サレ
マシテ、實ニ聖意ノ軍人若クハ國民ニ厚キ恩召ヲ侍從武官長ヨリ親シク拜聽
ヲ致シマシテ、感涙ニ堪ヘナカッタコトデゴザイマス、而シマシテ其當時振天
府ノ處ヨリ南方ヲ望ミマス、即チ現在ノ參謀本部ノ前司法官裁判所ノ前方、
今ノ外務省ノ北方ニ當リマスル外櫻田ノ一區域ノ地デゴザイマス、現今ノ事
情ハ皆様モ御出ニナツテ、御覽ニナツテ居リマス、通ニ、頗ル建築粗雜ニナツテ
居リマシテ、殆ド原野ノ形ヲ爲シテ居リマス、併シ是ハ唯今總テノモノヲ
取片附ケルト云フコトデゴザイマスガ、而シテ此跡ハ如何ナル建築ガ出來マ
スルカト申スコトガ、此質問ノ要旨デゴザイマス、御承知ノ通ニ、即チ此東
京ノ宮城ハ何レノ地ヲ望ミマスモ、獨リ眺望ノ宜シイ所ハ殆ド宮城ヨリハゴ
ザイマセヌヤウニ自分ハ考ヘマス、然ルニ現今聖意ヲ籠メサセラレテ、極質
素ヲ以テ御建築ニナリマシタ振天府ヨリ南方ヲ望ミマス所ガ、頗ル風景

先づ風景佳絶ト申シテモ宜シイ所ノヤウニ考ヘマスル、然ルニ此東京ノ地ハ御承知ノ通ニ、平時ニ南風ガ多ク吹キマスルノ故、現在ノ建築ガ致シテゴザイマスル、現ニ司法省デゴザイマシテモ、所謂「ストーブ」ノ煤煙等ハ自然宮城ノ方ニ吹イテ參リマスルヤウニ考ヘテ居リマス、而シテ其ツレヨリ尙ホ一層近キ外櫻田ノ地ニ、若シ粗糲ナ建物ガ出來若クハ煙突等ガ竝ビマスレバ、自然宮城ノ方ニ對シテ煤煙モ吹キ來ルヤウデゴザイマス、故ニ自分ノ希望ヲ申シマシテモ、亦始終此振天府ノ拜觀ヲ許サレマシタ即チ衆議院同感ノ諸氏ノ御意向モ寄リ々々承リマシタガ、御同感デアラフテ、ドウゾアノ邊ハ一體即チ公園トカ、或ハ遊園トカ云フ地ニ致シマシテ、頗ル風景ヲ添ユルヤウニ致シテ、サウシテ何モ建物ヲ致サヌヤウニシテ、而シテ日ヲ逐ヒマシテ、若クハアスコノ地ニハ或ハ植物館トカ、乃至ハ美術館トカ申シマスヤウナモノヲ建テマスルコトハ、尤モ風景ニ差支ノナイヤウニナリマスレバ、差支モナカラウト存ジマスガ、アスコニ粗糲ナ建物若クハ大ナル建物ガ出來マシテ、自然風景ノ一部ヲ缺キ、若クハ煤煙杯ガ宮城ニ近キ即チ振天府ノ方面ニテモ向テ參リマスノハ、甚ダ残念ナコト、存ジマス、故ニ政府ノ今日以後ノ該地ニ向テテ經綸ハ如何ナツテ居ルカ、又之ヲ右様ノコトニシマスルノニハ、何程カノ費用ヲ要スル譯デアアルカト申スコトヲ一應承リマシテ、而シテ後又吾ハ建議デモ何デモ致スヤウナコトニ致シタイト存ジマス、免ニ角ニ是マデ該地ニ向テテ是マデノ經綸等ヲ能ク承リマセヌケレバ、幾分カ政府ノ計畫ヲ妨ゲルヤウニナリマセウト存ジマス、故ニ是ダケノコトヲ質問ヲ先以テ致シマシテ、而シテ後此事ニ附キマシテ、又自分等ノ意見ヲ建議等ニ諸君ニ御諮リシタイト云フ考デゴザイマス、唯是ダケノ要領デゴザイマシテ、是レ亦調査ニ附キマシテ、此切迫ヲ致シマシタ今日ニ、必ズ答辯ヲ煩サナケレバナラヌト申スコトデモゴザイマセヌカラ、ドウゾ十分調査ヲシテ或ハ次ノ議會デモ宜シウゴザイヌカラ、答辯セラレンコトヲ希望致シテ置ク、是ダケノ要領デゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 田中正造君

(田中正造君演壇ニ登ル)

○田中正造君(四十三番) 質問ノ——今日ニナツテ質問書ヲ提出スルト云フコトハ、最もハ議員トシテハ甚ダ其職務ヲ盡スノ緩慢ナルモノデアアル、併ナガラ政府ガ早ク出シテ置ク所ノ質問ニ對シテ、答辯ヲ今日ニナツテシテ、議員ニ於テ其答辯書ニ不満足ガアツテ、再問ヲシヤウト云フ其餘地ナカラシムルト云フヤウナ卑劣ナ仕事ヲスルト云フニ至ッテハ、ドウモ之ヲ改メルトコトガ出來ナイデアアル、之ヲ改メルト改メナイハ措イテ、議院法ニ全ク背ケテ居ルデアアル、ドウカ此立法院デ是ニ於テ議院法ダケガ履行ガ出來ナイト云フヤウナコトデハ、仕方ガナイダラウト思フ、國家ニ向ッテ人民ニ法律ヲ守ルノ責ヲ人民ニ對シテ之ヲ責メルコトガ出來ナイデアアル、立法院其者ガ議院法ヲ守ルコトガ出來ナイト云フ故ニ、今日ハ其質問ガ一ツゴザイマス、承レバ昨日矢張此質問ハドナタカラカ出テ居ルサウデゴザイマス、今日ハ此質問書モ二十四通ゴザイマスカラ、之ヲ悉ク説明スルトハ出來マセヌカラ、唯此題目ダケ趣意モ至ッテ短カウゴザイマスカラ、短イ分ハ朗讀致シマスガ、ツレデ今日ハ色々ノ忙シイ議案モ澤山アルデゴザイマセウカラ、ツレデ終リマス

答辯書議院法違反ノ義ニ付キ質問
議院法ニハ直チニ答辯ヲナシ云々トアリ然ルニ法ヲ無視シテ直チニ答辯ヲナサス會期盡キントスルニ際シ僅カニ儀式的ノ曖昧ノ答辯ヲナシ再問ノ餘地ナカラシムルハ如何

是ハ鑛業ヲ停止セザル義ニ付キ質問、一體足尾銅山鑛業ト書クベキモノデゴザイマスガ、前項ニ足尾銅山ト云フ字ガ書イテアルカラ省キマス、其理由ハ多大ノ邦土ト人民ヲ毒殺シ又之ヲ殺傷シ尙且豫防工事ノ功能ヲ説クカ如キ政府ノ爲メニスル處如何

政府ハ常ニ公ノ責任ヲ有セサル儀ニ付質問書
政府ハ鑛業主古河市兵衛ノ人民ヲ毒殺スルヲ顧ミス今又警官憲兵ヲシテ多クノ人民ヲ負傷セシメ曾テ鑛毒被害民ノ爲メ其ノ身體生命ヲ安全ナラシムルノ道ヲ講セス只管鑛毒被害民ヲ困シムルノ方針ヲ執リ其ノ極法律ヲ濫用シ司法權ヲ妄用シ以テ良民ニ附スルニ兇徒ノ汚名ヲ以テシ斯クテ國家ヲ欺キ土地人民ヲ廢窮セシメ而カモ猶ホ視然其ノ責任スルノ意ナキ理由如何

鑛業ヲ停止セス地方制度ノ破レタルヲ回復セサル義ニ付質問書
被害地ニアラスト雖モ町村費ノ不足ヲ告グル今日ニ當リ鑛毒激甚地ノ町村ハ悉ク地價ヨリ收入スヘキ町村稅ノ財源ヲ消滅セリ況ンヤ免租ヨリ來ル公民ノ權消滅シテ自治ノ制度ハ破壞セラレタリ且ツ縣會ハ爲メニ議員ヲ失ヒ村政タメニ破レタル風ニ政府ノ知ル處ナリ然ルヲ明治三十一年ヨリ此破壞ノ町村ニ對シ何ノ保護ヲ爲サス今日ニ之ヲ傍觀シ且ツ此町村ニ對シ地方官ハ舊ノ如ク公務ノ依托ヲ追ル如キ如何

數十方人民ノ生業ヲ停止シテ之レニ害ヲ加フル鑛業ヲ停止セサル義ニ付質問書
一視同仁ノ御勅ニ背反スル事之レヨリ甚シキハナク又國家經營ノ上ニ於テ在來ノ享有タル無量ノ天產及所有權ヲ始シメトシ被害民ノ生命ヲモ刻ミ且ツ之レヲ殺傷シ尙且ツ鑛業ヲ停止セサルハ如何

各地森林拂下ノ代金カ其ノ伐木セル跡ニ苗樹ヲ植ユル經費ノ半額ニモ足ラサル怪シムヘキ儀ニ付質問書
甚ダシイ哉數百萬圓ニ價スヘキ山林ノ樹木ヲ僅ニ壹萬圓未滿ヲ以テ足尾銅山ニ於テ古河市兵衛ニ拂ヒ下ケタルハ政府ノ答辯ニ依リ明ラカナリ尙ホ國有山林ハ悉ク此例ニ依ラサルモノ少シト云フ去ル明治十五年以來三十二年迄ノ拂ヒ下ケ人ノ姓名及段別百町以上ノ分共段別及ヒ收入代金等ヲ明ラカニ答辯アレ

毒流ノ根原ヲ止メス伐木ヲ禁セス河川ヲ破壞ノ儘ニシテ改築セサル義ニ付質問書
河底高ク埋リ兩岸毒化シテ崩落日ニ甚キヲ見ル之ニ對スル處置如何

多大ノ水産ヲ類廢セシメ之ヲ回復セサル義ニ付質問書
群馬栃木埼玉茨城千葉東京府ニ涉リ渡良瀨利根江戸川及銚子港ト東京灣ト達スル本枝流及大小池沼ニ生活スル數萬ノ漁業者ヲ去ル明治十二年ヨリ起算シ年々其生業ノ減滅セル其ノ程度ヲ示セ

鑛業ヲ停止セス且ツ免租ノ繼年期ヲ許可セサル義ニ付質問書
免租ニ至ラサル田畑ヨリ今ハ銅化セル葉灰ヲ出スニ至レリ政府ハ何等ノ證據ニヨリテ有毒地ノ免租地ニ繼年期ノ許可ヲナササルカ如何銅山附近

田中正造君ノ演說

渡良瀬川上流ノ水色依然舊ノ如ク清マラス常ニ毒色ヲ呈ス之レ凡眼ノ一
目見テ以テ多毒ナルヲ知ル而モ尙ホ雛形的豫防工事ノ一角ヲ以テ銅山全
體ノ功ヲ奏スルモノトシテ鑛業ヲ停止セサルカ迄寒ノ氣候ト地形狹隘ト
ハ防クヘカラス如何

足尾銅山附近群馬縣サリ官林不正下戻シノ儀ニ付質問書

一 群馬縣サリ官林數萬町歩ヲ詐欺シ地元平民某ニ下ケ戻シタルハ事實ナ
リ而シテ其官林段別及ヒ下ケ戻スヘキ證據ノ不正ナルヲ下ケ戻シタルコ
ト

一 小部分ヲ下ケ戻スヘキ事實アリトスルモ其ノ地籍ヲ詐リテ數萬町歩ノ官
林ヲ私シ之ヲ一箇人ニ下ケ戻シタルハ當局大臣等カ下ケ戻シ願人ト結托
シテ惡事ヲ爲シタルニハアラサルカ若シ然ラストセハ確證ヲ示サレンコ
トヲ望ム

國家嶺出ノ分捕ヲ主義トシ人權ヲ無視セントスル義ニ付キ質問書
明治二十三年以來國費增加シテ三倍強トナリ國威振ハス民力疲弊シ殊ニ
鑛毒被害地ノ如キハ其毒益劇甚ヲ逞フシ人畜死亡多キヲ加ヘ尙ホ且ツ之
ニ腕力暴威ヲ以テ望ムハ如何

財政ヲ紊リ及ヒ公私有ノ財産ヲ減シ而シテ歲入財源ノ不足ヲ唱フ
ル儀ニ付質問書

國家ノ財源タル廣大ノ山林ヲ捨ルカ如ク與フルカ如ク拂下ケ且之ヲ濫伐
セシメ依テ洪水ヲ劇甚ニシテ國家ノ大小河川ヲ破壞シ殊ニ甚シキハ足
尾銅山ノ煙毒ハ廣大ナル諸山林ヲ枯凋シ山岳ヲ瓦解崩落セシメテ河川ヲ
埋メ破リ其ノ事實ハ無比無類ノ大害ナリ而シテ其ノ銅山ヨリ流出セル鑛
毒ハ上野下野武藏下總常陸ノ五州ヲ橫斷シテ現形ノ六萬餘町歩ノ有租地
ヲ砂漠ニ化シ去ラントシ而シテ尙ホ侵害ノ將來ニ停止スル處ヲ知ラス此
ノ如ク固有ノ天產無慮ノ田園ト人畜ヲモ亡滅シ年々國土ノ資本ヲ減損シ
テ未タ加害ノ根元ヲ絶ツヘキナク尙ホ且ツ其ノ山ヲ荒シ其ノ毒ヲ流シ其
水ヲ清メス其人ヲ毒ニ殺シテ厭フナク之ニ對スルノ請願者ヲ殺傷シテ餘
害ノ事業ヲ願ミ且ツ日ハク歲入財源ノ乏シキヲ如何セントノ理由如何

政府ハ多年鑛毒ノ人命加害ノ質問ニ對シ詐欺ノ答辯ヲナシタル
義ニ付質問書

政府ハ從來衛生被害ヲ認メスト答ヒタレトモ鑛毒地ノ小部分ナル町村十
二字三十四個ニ付人口壹萬八千人中ニ於テ壹千餘人ノ夥シキ毒死者ヲ出
シテ而モ尙之ニ驚カサルカ内務省醫學士宮入某被害地ニ來リ此慘狀ヲ視
テ頗ル同情ヲ表シタルニ當局諸大臣ハ足尾銅山鑛業主古河市共衛ヨリ利
益ノ分配ヲ受タルメ歎命ノ毒死者アルモ尙且ツ人命ニ害ナシト誣エ
且ツ殘虐日ニ至ラサルナク職權外ノ暴行ヲ爲シ終ニ被害民ヲ惱マシ
傷メタリ既ニ今回ノ事ノ如キ白晝持兇器ノ大惡行ヲ爲シタルモノト何
ツ異ナランヤ之ヲ如何

故ラニ加害者古河市兵衛ニ緣故アルモノヲ地方官吏ニ任シテ被害
民ヲ殺シ盡サントスル義ニ付質問書

一 現ニ栃木縣書記官樺山某縣屬某ノ二人ハ被害民ヨリ不正ノ證書ニ調印ヲ
取リタルモノナリ其他群馬縣知事ノ現今古河市兵衛ノ爲メニ奔走スルコ
トヲ始メ諸府縣警察郡吏等ヨリ町村駐在巡査ニ至ル迄十中ノ七八人ハ凡

加害者ノ雇人ニシテ表裏二重ノ月給ヲ取リツ、アリ下開ケリ此ノ如キ事
情アルヲ以テ下情ノ多年上達セサル今固ノ暴橫モ又此古河市兵衛ノ奴隸
タルモノノ惡意ニ出テタル可シ中央各當局者果シテ克ク之レヲ探知シ得
ルカ抑、又知而共ニ此惡事ヲ爲シタルカ

諸君ノ御笑デハゴザイマセヌ、斯ウ云フコトガ、アナタ方ノ方ニアレバ分ル、
ナイカラ分ラヌ、往テ御覽ナサイ

鑛毒被害民ノ病軀中ニアルコトヲ知リツ、之ヲ虐待セシ義ニ付質
問書

警官憲兵等ニ殺傷セラレタル被害民ハ悉ク病體ニアラサルハナシ之レ
警官憲兵ノ夙ニ知ル處ナリ已ニ人毒ニ死スル多シトセハ生存者又病體ナ
ラナルナシ此ノ病體ニ用ユル防禦具ヲ奪ヒ食料ヲ奪ヒ打撲殺傷シテ水中
ニ没シ衣服ノ濕レタルヲ改メシメ寒氣ニ苦マシメ又之レヲ縛シタルノ
役チ慘酷ニモ之レニ幾回トナク毆打ヲ加ヘタリ其レ憲兵警官ニ命シテ惡
事ヲナサレムル抑、古河市兵衛ヨリ何百何十萬圓ニテ此ノ大惡事ヲ受負
ヘタルカ如シ其ノ事實如何

人民ヲ請負テテカシロ、請負仕事ヲ撲ツ減シテヤアカル、何百何拾萬兩テ請負、
マカ、ソレヲ白テカシロ

政府ハ特ニ關八州ノ人民カ從順ナルヲ侮リ各所ニ於テ無量數十萬
町ノ山林ヲ押領シ之ヲ愛スル所ノ緣故ニ與ヘ一方ニハ己レカ利欲

ノメメ六萬餘町ノ有租地ヲ擧ケテ砂漠トナスヲ憚ラス終ニ其ノ
被害民ヲ毒殺シ及ヒ殺傷セシ義ニ付質問書

薩長藩閥ノ專橫茲ニ至テ極マレリ此ク本國東方ノ土地人民ニ對スル殘忍
我欲營フルニモノナシ今尙之ヲ改ムル能ハサルカ將タ倍々其惡事ヲ增長
セントスルカ

海外移住ノ勸誘ヲ爲シツ、却テ帝國本土ノ廢滅ヲ助成スル儀ニ付
質問書

故ラニ本島ノ中央ニ於テハ多大ノ良土熟地ヲ不毛トシ砂漠トシ人畜ノ居
住スヘカラサル魔境ヲ造リ之ニ住スルモノ、生命ヲ刻ミ太古ヨリノ住民
ヲシテ住居ニ堪ヘサラシムル如何

官吏我慾ノ爲メニ學理上ノ思想ヲ失ヒタル儀ニ付質問書

當局大小官吏十中ノ七八ハ皆此我慾ノ爲メニ自家ノ本領ヲ破リ利ヘ毒ヲ
以テ多種ノ天產ヲ亡滅シ又人爲ヲ以テ人畜ヲ毒殺シ尙且ツ之ニ對スル請
願者ヲ創傷シテ之ニ被ラシムルニ兇徒召集ノ汚名ヲ以テスル如キ實ニ感
ヘルノ甚シキモノニアラスヤ

東京府ハ 葦藪ノ下ニ直接鑛毒ノ侵害アルヲ知ラサルカノ儀ニ付質問書

皇室ノ在所中央各官省ノ存スル所殊ニ内務省衛生局並ニ大學醫學部ノ
在所且ツ警視廳ノ在所ナリ其他國政發動ノ萬機皆聚テ此府下ニ在ラ
サル無シ而シテ古河市兵衛ノ流出セシムル足尾銅山ノ害毒ハ今ヤ現ニ東
京府下ニマテ侵入セリ而カモ猶ホ直接人民ノ生命ヲ害スルヲ知ラサルカ
政府カ

皇室ノ尊榮ヲ冒瀆シ憲法ヲ無視スルノ甚シキ儀ニ付質問書
陛下ノ赤子タル被害地ノ人民カ奸商古河市兵衛ノタメニ祖父傳來ノ

家産ヲ蕩盡シ其骨肉ヲ殺傷セラル、ニ忍ヒス之カ救濟ノ道ヲ求ムルモ
 陛下ノ補弼タル百僚官吏ハ憲法法律ノ恩惠保護ヲ殊ニ被害民ニ限リ
 テ與ヘサルノミナラス却テ時々暴威暴力ヲ以テ之ニ臨ミ自己ヲ利セシ
 カ爲メニハ憲法ノ全部ヲ破壞シ法律ヲ濫用シ又法律以外ニ突出シ其民
 ヲ殺傷スル等是レ一視同仁ト勅ラセ玉ヘタル 陛下ノ臣民タル一部ノ
 其民ヲ虐待スルモノニシテ是レ 陛下ノ聖旨ニ大ニ違ヘタル者ト云ハ
 サルヘカラス之レ皇室ノ尊榮ヲ冒瀆スルノ甚シキ者ト恐察ス
 我等被害民ヲ救ヘヨ然ラサレハ之ニ死ヲ與ヘヨトノ請願ニ對シ之
 ニ暴行ヲ加ヘ殺傷セシメシハ何等ノ理由ニ出テタルカノ儀ニ就キ
 質問書

是ハ少シ長ウゴザイマスカラ、理由書ヲ省キマス
 其源ヲ清メス其末ヲ修メントスル右ノ義ニ付質問書
 水源ノ水多シ又全山ノ鑛毒各種ノ汚穢甚多シ依テ本流渡良瀬川ノ水ハ常
 ニ毒色ヲ呈シ何人ト雖モ一目水源本流ノ多毒ナルヲ認メ得ヘシ之ヲ以テ
 下流多種ノ天産ヲ亡滅シ又人畜ヲ殺ス等皆此本流ノ水多ク毒多キニアリ
 若シ夫レ一朝風雨アレハ忽チ山嶽崩レ水落チ激流汎濫全山ノ毒砂悉ク渡
 良瀬川ノ本流ニ投ス然ルヲ區々豫防工事ノ功能ヲ説クモノアレハ之レ全
 山ノ地形ト氣候ト劇變ヲ知ラサレモノナリ又下流ノ地勢及ヒ沿岸無慮ノ
 天産ヲ顧サルモノナリ之ヲ如何右及質問書也

故サラニ其民ヲ殺傷スルヲ謀リタル義ニ付質問書
 埼玉縣利島川邊兩村茨城縣新鄉村群馬縣海老瀨村合四箇村ノ鑛毒被害
 民ハ本年二月十二日合計凡ソ八百八十八人生命保護ノ請願書相携ヘ同日午前五時
 頃村方出立同午前八時頃無事ニ利根川ヲ南ニ渡リ此處西ノ方北川俣村ヲ
 距ルコト二里餘増玉縣ニ入り二里程行進セシ處増玉縣忍町警察署長佐藤
 浩吉ナル者巡查二十餘名ヲ率ヒ來リ被害民ニ説諭スル所アリ即チ被害民
 ハ十名ノ委員ヲ選ミ之ヲ出京セシメ殘ル五百九十八人ハ歸途ニ付利根川
 ヲ北ニ渡リテ群馬縣警察官ト堤上ニ出逢フヤ警官理不盡ニ被害民ヲ打撲
 ス輕傷ヲ負ハサル者ナシ此温良ヲ證明スルニ足ルヘキ被害民ノ歸途ニ付
 ク者ヲ見テ此ノ如シ之ヲ以テ考フルニ北川俣村ニ於ケル數千人ノ被害民
 ニ對シ暴行ヲ加ヘタルハ豫シメ之レハ暴虐ノ準備ヲナシタルハ明カナリ
 是ハ少々説明ヲ致シマスルガ、先頃生命保護ノ請願書ヲ携ヘテ參リマス被害
 民ハ二ツニ分レテ、一方ハ茨城縣増玉縣等ノ人民ガ栗橋ノ方ヘ向テ出テ來ル、
 一ツハ川俣ト申ス西ノ方ヘ出テ此間ガ四里バカリ離レテ居ル、東ノ方ノ栗橋
 へ出テ參リマス分ハ、利根川ヲ無事ニ渡リテサウシテ二里バカリ西ノ方ヘ、
 其友達ガモウ來サウナモノダト云フノデ、迎ヒ旁ノヤウナ譯デ參リマス所
 ガ、是ハ埼玉縣デアルガ忍ノ警察署長ノ、唯今讀ミマシタ所ノ名前ノ佐藤孝吉
 ト云フモノガ、巡查ヲ二十四五人連レテ來テ、此八百八十八人ニ説諭ヲ加ヘマスル
 ト云フト、大勢行クノハ穩デナイト云フ説諭ヲ加ヘマスルト云フト、此警
 察署長ト相談ノ上、總代十人程選ンデ農商務省內務省ニ出頭セシメタノデアリマ
 ス、殘リ五百九十八人ノモノハツレカラ歸タノデアル、其歸ル途中ヲ群馬縣
 ノ警察官等ガヤタラニ之ヲ毆ツテ、堤ノ上デゴザイマシテ、雙方ガ田デドチ
 ラヘモ逃場ノナイ所デ、ツコヲ通ラナケレバナラス、ヒドク毆ツタバカリデモゴ
 ザイマスマイガ、先ヅ「サーベル」デ二ツ三ツ毆ツテ、ツコヲ通シタト云フ

ヤウナコトデ、中ニハヒドク怪我ヲシタ者モアル、斯様ナ譯デ五百九十八人悉ク
 毆ラレザル者ナシ、毆打セラレザル者ナシ、何ノ必要ガアツテ之ヲ爲シタ
 カ、又其被害民ハ説諭ヲ加ヘレバ言フコトヲ肯カナイ人民ダノ、或ハ官命ニ
 抗拒シタト云フコトヲ口實ニ種々ナコトヲ群馬縣ノ警察ガ申シマスルノハ、
 全然偽デゴザイマシテ、埼玉縣ノ警察署長ガ説ケバ、其言フコトヲ肯イテ總
 代ヲ出シテ歸タト云フ證據ガ、同日同ジ時刻ニアルノデアル、故ニ此群馬
 縣ノ川俣村ノ暴舉ト云フモノハ、豫メ暴舉スル準備ヲシテ、サウシテ此人民
 ヲシテ撲滅スル所ノ準備ヲシテ掛ツタモノデアルノデ、彼等ハ請負ツテヤツタ
 モノデアラダラウ、請負仕事デアラダラウ、斯様ナ譯デツコニ明ニ證據ノ
 アルコトデアアルノデ、埼玉縣ノ警察署長ガ之ガ證人ニナラナケレバナ
 ラナイ、サウ云フ譯デゴザイマスカラ、此鑛毒被害民ト云フ者ハ幾ラカ亂
 暴シタデアラウ、幾ラカ亂暴シタカラ警官ニヤラレタヤラウト云フ鹽
 梅ニ、御解釋ニナリマス云フト違ヒマスルノデ、政府デハ能ク此事ヲ御
 承知ニナラナケレバナラナイ、内務省杯デハ御自分ノコトデ、雙方共ニ知ツテ
 居ラナケレバナラナイ、サウスルト埼玉縣ヘ往ツタ人民ノ六百八十八人ハ非常ニオ
 トナシイノデアアツテ、一方ハ非常ニ亂暴ナ人民デアアツタト、斯ウ云フヤウニ言
 ハナケレバ通辭ガナクナツテ來ル、左様ナコトハナイ、凡ソ人ヲ治ムルノニ、
 被害民ガ出テ來ヤウガ何ガ出テ來ヤウガ、大勢ツコニ寄ツテ來ルニハ、其名
 義ヲ先ヅ聽カナケレバナラナイ、何ノタメニ來ルカ、大勢ハ火事ノタ
 メニ駈ケテ來ルカ、洪水ノタメニ駈ケテ來ルカ、此人民ハ害ヲ受ケテ居ル人
 民デアアツテ、生命ヲ助ケテ呉レト云フ願デアアルカ、其性質ト名位ハ知ラナケ
 レバナラナイ、殊ニ地方ニ居ル所ノ警察官ハ、ソレ等ノコトハ能ク知ツテ居ル
 筈ノコトデアアル、其名ト性質ガ分ラナイデ、無暗ニ之ヲ撲ツテ掛ルト云フヤ
 ウナノハ、是ハ何ト云フノデアアルカ、請負仕事カ或ハ癡癡者カ、斯様ナ譯デ
 アルノデ、性質モ名別タズシテ、之ニ亂暴狼藉ヲ加ヘルト云フコトハ、實
 ニ甚シイコトデアアルノデ、此請願者ハドウゾ去ル十日ノ日ニモ私ガ申シマシ
 タケレドモ、憲法ガアリ政府ガアルト云フナラ、ドウゾ吾々ノ生命ヲ救ツテ呉
 レト云フ請願デアアル、若シ救フ能ハザレバ寧ろ殺シテ呉レト云フ請願デ
 アル、斯ウ言フヨリ外ニハ仕方ガナカラウ、ドンノ人ガ死ヌノデアアル、ド
 ンドン人ガ死ヌノニ向ツテ、政府アリ憲法ガアルチラバ吾々ヲ救ツテ下サイ、若
 シソレデモ救ツテ下サレヌナラバ、寧ろ殺シテ呉レト云フ請願デアアル、斯
 ウ云フ請願ヲ出シマスル者ガ、亂暴狼藉ヲシマスルカ、斯ウ云フ請願ヲスル
 者ハ、實ニ地方ノ巡查杯ヲ相手ニスルコトハ愧ヂテ居ルノデゴザイマス、宜
 シト大臣ニ面會ヲシテ其衷情ヲ吐露シテ、御助け下サルトモ御殺シ下サレル
 トモト云フ穩ナル、是程穩ナコトハナイ、サリナガラ致死ノ請願、命ヲ決
 シ命ヲ捨テテ請願デアアル、命ヲ捨テテ云フ、云フモノニ、腕力主義ヲ以テカ
 ラニ、命ヲ捨テテ云フ主義ニアラズシテ、助けテ呉レト救ツテ呉レト云
 フ方ノ、命ヲ捨テテ云フ主義ニアラズシテ、助けテ呉レト救ツテ呉レト云
 コトニナツテ來ル、故ニ救ツテ下サレナイナラバ、寧ろ殺シテ下サイト云フノ
 ハ落附キ拂ツテ居ルノデアアル、モウ決心ガ定ツテ居ルノニ、決シテ地方ノ警察
 官杯ヲ相手ニ取ツテ、組合ヒ杯ヲスルコトヲ欲スルモノデアナイノデアアル、然ル
 ニ此事ヲ知ラナイニアラズ、承知シテ居リナガラ斯様ナモノニ、亂暴狼藉殺
 シテ呉レト云フモノヲ、何ノ必要デ打ツノデアアル、救ツテ呉レナケレバ御殺

是ハ少々説明ヲ致シマスルガ、先頃生命保護ノ請願書ヲ携ヘテ參リマス被害
 民ハ二ツニ分レテ、一方ハ茨城縣増玉縣等ノ人民ガ栗橋ノ方ヘ向テ出テ來ル、
 一ツハ川俣ト申ス西ノ方ヘ出テ此間ガ四里バカリ離レテ居ル、東ノ方ノ栗橋
 へ出テ參リマス分ハ、利根川ヲ無事ニ渡リテサウシテ二里バカリ西ノ方ヘ、
 其友達ガモウ來サウナモノダト云フノデ、迎ヒ旁ノヤウナ譯デ參リマス所
 ガ、是ハ埼玉縣デアルガ忍ノ警察署長ノ、唯今讀ミマシタ所ノ名前ノ佐藤孝吉
 ト云フモノガ、巡查ヲ二十四五人連レテ來テ、此八百八十八人ニ説諭ヲ加ヘマスル
 ト云フト、大勢行クノハ穩デナイト云フ説諭ヲ加ヘマスルト云フト、此警
 察署長ト相談ノ上、總代十人程選ンデ農商務省內務省ニ出頭セシメタノデアリマ
 ス、殘リ五百九十八人ノモノハツレカラ歸タノデアル、其歸ル途中ヲ群馬縣
 ノ警察官等ガヤタラニ之ヲ毆ツテ、堤ノ上デゴザイマシテ、雙方ガ田デドチ
 ラヘモ逃場ノナイ所デ、ツコヲ通ラナケレバナラス、ヒドク毆ツタバカリデモゴ
 ザイマスマイガ、先ヅ「サーベル」デ二ツ三ツ毆ツテ、ツコヲ通シタト云フ

ヤウナコトデ、中ニハヒドク怪我ヲシタ者モアル、斯様ナ譯デ五百九十八人悉ク
 毆ラレザル者ナシ、毆打セラレザル者ナシ、何ノ必要ガアツテ之ヲ爲シタ
 カ、又其被害民ハ説諭ヲ加ヘレバ言フコトヲ肯カナイ人民ダノ、或ハ官命ニ
 抗拒シタト云フコトヲ口實ニ種々ナコトヲ群馬縣ノ警察ガ申シマスルノハ、
 全然偽デゴザイマシテ、埼玉縣ノ警察署長ガ説ケバ、其言フコトヲ肯イテ總
 代ヲ出シテ歸タト云フ證據ガ、同日同ジ時刻ニアルノデアル、故ニ此群馬
 縣ノ川俣村ノ暴舉ト云フモノハ、豫メ暴舉スル準備ヲシテ、サウシテ此人民
 ヲシテ撲滅スル所ノ準備ヲシテ掛ツタモノデアルノデ、彼等ハ請負ツテヤツタ
 モノデアラダラウ、請負仕事デアラダラウ、斯様ナ譯デツコニ明ニ證據ノ
 アルコトデアアルノデ、埼玉縣ノ警察署長ガ之ガ證人ニナラナケレバナ
 ラナイ、サウ云フ譯デゴザイマスカラ、此鑛毒被害民ト云フ者ハ幾ラカ亂
 暴シタデアラウ、幾ラカ亂暴シタカラ警官ニヤラレタヤラウト云フ鹽
 梅ニ、御解釋ニナリマス云フト違ヒマスルノデ、政府デハ能ク此事ヲ御
 承知ニナラナケレバナラナイ、内務省杯デハ御自分ノコトデ、雙方共ニ知ツテ
 居ラナケレバナラナイ、サウスルト埼玉縣ヘ往ツタ人民ノ六百八十八人ハ非常ニオ
 トナシイノデアアツテ、一方ハ非常ニ亂暴ナ人民デアアツタト、斯ウ云フヤウニ言
 ハナケレバ通辭ガナクナツテ來ル、左様ナコトハナイ、凡ソ人ヲ治ムルノニ、
 被害民ガ出テ來ヤウガ何ガ出テ來ヤウガ、大勢ツコニ寄ツテ來ルニハ、其名
 義ヲ先ヅ聽カナケレバナラナイ、何ノタメニ來ルカ、大勢ハ火事ノタ
 メニ駈ケテ來ルカ、洪水ノタメニ駈ケテ來ルカ、此人民ハ害ヲ受ケテ居ル人
 民デアアツテ、生命ヲ助ケテ呉レト云フ願デアアルカ、其性質ト名位ハ知ラナケ
 レバナラナイ、殊ニ地方ニ居ル所ノ警察官ハ、ソレ等ノコトハ能ク知ツテ居ル
 筈ノコトデアアル、其名ト性質ガ分ラナイデ、無暗ニ之ヲ撲ツテ掛ルト云フヤ
 ウナノハ、是ハ何ト云フノデアアルカ、請負仕事カ或ハ癡癡者カ、斯様ナ譯デ
 アルノデ、性質モ名別タズシテ、之ニ亂暴狼藉ヲ加ヘルト云フコトハ、實
 ニ甚シイコトデアアルノデ、此請願者ハドウゾ去ル十日ノ日ニモ私ガ申シマシ
 タケレドモ、憲法ガアリ政府ガアルト云フナラ、ドウゾ吾々ノ生命ヲ救ツテ呉
 レト云フ請願デアアル、若シ救フ能ハザレバ寧ろ殺シテ呉レト云フ請願デ
 アル、斯ウ言フヨリ外ニハ仕方ガナカラウ、ドンノ人ガ死ヌノデアアル、ド
 ンドン人ガ死ヌノニ向ツテ、政府アリ憲法ガアルチラバ吾々ヲ救ツテ下サイ、若
 シソレデモ救ツテ下サレヌナラバ、寧ろ殺シテ呉レト云フ請願デアアル、斯
 ウ云フ請願ヲ出シマスル者ガ、亂暴狼藉ヲシマスルカ、斯ウ云フ請願ヲスル
 者ハ、實ニ地方ノ巡查杯ヲ相手ニスルコトハ愧ヂテ居ルノデゴザイマス、宜
 シト大臣ニ面會ヲシテ其衷情ヲ吐露シテ、御助け下サルトモ御殺シ下サレル
 トモト云フ穩ナル、是程穩ナコトハナイ、サリナガラ致死ノ請願、命ヲ決
 シ命ヲ捨テテ請願デアアル、命ヲ捨テテ云フ、云フモノニ、腕力主義ヲ以テカ
 ラニ、命ヲ捨テテ云フ主義ニアラズシテ、助けテ呉レト救ツテ呉レト云
 フ方ノ、命ヲ捨テテ云フ主義ニアラズシテ、助けテ呉レト救ツテ呉レト云
 コトニナツテ來ル、故ニ救ツテ下サレナイナラバ、寧ろ殺シテ下サイト云フノ
 ハ落附キ拂ツテ居ルノデアアル、モウ決心ガ定ツテ居ルノニ、決シテ地方ノ警察
 官杯ヲ相手ニ取ツテ、組合ヒ杯ヲスルコトヲ欲スルモノデアナイノデアアル、然ル
 ニ此事ヲ知ラナイニアラズ、承知シテ居リナガラ斯様ナモノニ、亂暴狼藉殺
 シテ呉レト云フモノヲ、何ノ必要デ打ツノデアアル、救ツテ呉レナケレバ御殺

シ下サイト云フ者ニ向テ、何ノ必要ガアツテ之ニ暴行ヲ加ヘル、サレバ警察
 官ノ説諭ヲ肯カナイカ、肯クノデゴザイマス、即チ埼玉縣ニ來タ所ノ六百
 八ト云フ者ハ——六百人ニ對スルマツタ警察官ハ二十三人ノ人デサヘ以
 テ、警察官——警察ノ署長ト相對ノ話ヲシテ、マツタ十八ノ委員ヲ選ンデ五
 百九十八ハ歸ツタノデアルガヤナイカ、實ニ先ヅ此中央ノ政府ニ於テモ、チ
 ト此事ハ姑ク措イテ氣ガ付カナケレバナラナイコトガアルノデ、此選舉干涉、
 干渉ト云フコトノ度毎ニ無賴漢ヲ使フノデアル、サウスルト云フト、此使
 タヤツハオレヲ巡查ニシテ吳レロトカ、警部ニシテ吳レロトカ云フト、ドウモ
 之ヲ採用セサルヲ得ナイ勢ヒガ出來テ、近頃ハ地方ノ警察ト云フモノハ、二
 十五年以來ノ選舉ノ度毎ニ、惡ルイ警察官、惡ルイ巡查ガ出來テ、中ニハ泥棒
 上リノヤツガ巡查ニナツテ居ル(ヒヤク)實ニ驚人タ話モ耳ニスルコトガア
 ル位デゴザイマスルカラシテ、此同シ巡查デモ、東京アタリニ居ル者ヤ、同シ
 警部デモ東京アタリニ居ル者ノ如ク、地方モ往クモノダト思フト是ハ大違デ
 アツテ、地方ノ警察ハ所ニ依ツテハ野蠻的、マルテ野蠻デアル、マルテ野蠻ノ狂
 言ヲ被レ等ハヤツテ居ルノデアルカラシテ、宜ク是等ニ對シテハ別段金ノ掛
 ルコトデモ何デモナイ、宜シク注意ヲ加ヘ改良ヲ加ヘルト云フトハ、此質
 問書ノ外デアル、外デアルケレドモ、序ニ話ヲシテ御聽カセ申シテ置クノデア
 ル、其後ハ鑛毒被害地無政府ノ義ニ附キ——是モ餘リ理由書ハ長ウゴザイマ
 スカラ朗讀ハ省キマス、斯様ナ譯デアリマシテ、凡ソモノガ鑛毒被害民ト云フ
 ノデ、僅カ一萬八千人ノ場所ヲ謂ベタ所ガ、千六十餘人ト云フ者、他ノ無害地
 ヨリモ多ク人ノ死ンダノデアルカラシテ、此死ンダ者ヲ能ク見レバ、ドウモ
 テモ子供ト老人ガ多イノデアル、サウシテ中ニ殘ツテ居ル所ノ壯年社會、此
 壯年ノ者ガ今日請願ニ出テ來ヤウト云フノデアルガ、是モ矢張身體ガ惡
 クナツテ居ルノデ、先頃川俣ニ於テ大層毆打サレタトカ、或ハ騎馬ニ鞭ツトカ
 何トカ云フ、阿房大キナ非常ナ名義ヲク、附ケタ人民ヤ何カ、又其人ニ限ラズ
 重ナル者ハ千人ナリ二千ナリ出テ來ルト云フ中ノ世話役ト云フヤウナ者ハ
 大抵ハ病人、殊ニ病人、何ゼナレバマズイ物ヲ喰ツテ、日夜艱難辛苦ヲシテ大
 層多ク人ノ世話ヲスルカラ、大抵ハ是ハ病人デアル、同シ病人仲間デモ若
 イ者ヤ何カト云フモノニ至レバ、心配ヲスル方ガドウシテモ先ヅ此世話役ニ
 心配ヲ讓ツテ居ルカラ、先ヅ病氣ガ少イガ、此川俣ナラ川俣ト云フ所ヘ向
 テ出テ來タ所ノ人間達ノ中デ、或ハ馬ニ乗ツタトカ、駕籠ニ乗ツタトカ云フ
 ヤウナ者ハ、大抵ハ先ヅ餘程ノ病人デアル、今日現在私ガ茲ニ明言スル、其モ
 ノヲ例ヘバ裁判所ニ居ラウガ、ワコラニ居ラウガ、捕ヘテ之ヲ診察シテ御覽ナ
 サイマシ、モウ五人トカ十八トカ人ニ指ラウガ、身軀ノ病人デナイ者
 ハ其中ニ一人カ二人モアルカ、大抵ハ病人ニナツテ居リマスル、別段財産ガ
 アツテナル譯ノ者デモナク、精神ノ行居ク人ハドウシテモ人ノ世話ヲスル
 ヤウニナル、家が貧乏デ心配ガ多クテ、事柄ガ長イデゴザイマスルカラ、モ
 ウ大抵ナ人ハ病人ニナルノデ、鑛毒地ニ居カラシテ殊ニ病人ニナツテ居ル、
 其病人ヲ目スルコト——自シテ之ヲ亂暴ト見ルト云フニ至ツテハ最モ酷イ
 話デアルガ、其中ノ最モ此馬ニ乗ルトカ、駕籠ニ乗ルトカ、車ニ乗ツテ來タ
 ト云フモノハ、前ニ自分デ世話ヲシテ居ルカラ、大勢デ出ルトキハドウシテ
 自分ガ往カナケレバナラナイ、自分モ往カナケレバナラナイ、寢所カラ備
 出シテ來タ、寢所カラ備出シテ來タ所ノ人間モ、其中ノ一二ト云フ人——

或人ハ寢所カラ備出シテ來タト云フヤウナ人モアルノデゴザイマス、是ハ
 即チ車デ來タノデアル、馬ニ乗ツテ來タト云ヘバ大層エラサウニ話セバ話スケ
 レドモ、之ヲ能ク身體ヲ診察シテ見レバ分ル話デ、非常ナ餘程ノ病人デア
 ルノデアル、是ダケハ隱シキリニハナラヌノデアル、能ク證據立テテ居ルコト
 デゴザイマスカラ、私ハ其當局ノ人達ニ話ヲシテ置クノデ、病人ト亂暴人ト
 ノ差ト云フモノハ、非常ナル差ガアル、併ナガラ病人必シモ一揆ヲ起サ
 スト云フ譯ニ往カヌカラ、病人ヲ以テ容赦スルト云フ譯ニハ往カナイガ、此
 鑛毒地ノ被害民ト云フ、食スベキモノモナイノデアル、食ベルモノモナイ、糞
 ルモノモナイノデアル、ウレラドウカ斯ウカシテ、干飯ヲ一升宛拵ヘテ東京
 マデ出テ來ヤウト云フノデアル、其食物ハ奪ツテシマヒ、其病人ヲ提ヘテ一
 揆ノ頭取デモアルカノ如クニ、世ニ觸レ散ラカスト云フニ至ツテハ、是ハ受負
 仕事ト云フヨリ外ニハナイノデアル、デ今日此議會ノ開會ニナリマス今日ニ
 ナツテ、質問書ヲ出スト云フノハ何デアル、如何ニモ手ガ回リマセヌ、私ハ
 政府ノヤウニ多クノ屬吏ヲ使ツテ居ラヌ、ウコデ手ガ回リマセヌカラ、漸ク
 出シマシタノデゴザイマスカラ、今日答辯ヲシロ杯ト云フヤウナ、ウシナ亂
 暴ナコトヲ申ス譯デモナイ、サリナガラ皆此質問ト云フモノハ、法律ニ於テ
 ハ質問デアアルケレドモ、其一ハ忠告デアアル、其一ハ諫争デアアル、諫争フ
 デアル、其一ハ正シ、其一ハ彈正スルノデアアル、種々ナル性質ヲ含ンデ居
 マスカラシテ、能ク虚心平氣之ヲ見レバ皆政府ノタメニナルコトデアツテ昨
 年モ——昨年ノ夏私ハ内務大臣ニ十六回往ツタト云フトモ、先達テ十日
 ノ日ニモ申シテ置キマシタガ、苟モ國家ノタメニ事ヲ爲スニハ、内務大臣ノ
 所ヘ十六遍ナリ二十遍ナリ、ウシナコトヲ恥トスル譯デモ何デモナイノデア
 ル、又内務大臣其者ノ良クナイコトヲ、之ヲ世ノ中ニ言フノヲ又厭フ譯デモ
 何デモナイノデアアル、併ナガラ審議場ニ於テ突然ニ不意打ノ質問書ヲ出シ
 テ、政府ニ不實ヲスルト云フヤウナ頭ヲ持ツテ居ナイノデアアル、何程ハ相
 對テ話サウト思フテモ、逢フ所ノ機會ヲ與ヘナクシテ、時期ハモウ國會ガ段々
 九十日ノ内六十日タツタト云フ場合ニナレバ、據ロナイ質問書ト云フモノヲ
 以テ、之ヲ出サナケレバナラナイノデアアル、心ヲ公平ニ能ク虚心平氣デ見サ
 ヘスレバ、皆政府ノタメニナルコトデアアル、政府ノタメモタメ、農商務省、内
 務省、大藏省、文部省、陸軍省ニ涉ツテ居ルノデアアル、宜シク素人ノ田中正造
 ヲ以テ、是ダケノコトヲバ政府ニ質問ヲシテ、參考トシ、又諫メトシ、彈正
 彈劾トシ、之ヲ提スルノデゴザイマスルカラシテ、苟モ政府ニ居ル者ハ、免
 二郎人間ガ出來テモ出來ナイデモ、大臣ハ大臣デアアル、次官ハ次官デアアル
 ラ、己ハ愚デ己ハ藩閥ノ役人デアアルカラ、固ヨリ分ラナイト云フト知ツテ
 居テモ、其責任ト云フモノガアルカラシテ、能ク其屬僚ニ命シテ嚴正ナル所ノ
 政ヲ執ラナケレバナラヌ、然ルニ此屬僚ヤツ等ガ今日ハ腐レテ居ル、大臣ヲ
 シテ、此サナキダニ分ラナクツテ居ル所ノ大臣ヲシテ、眼ヲ眩マシガ此屬僚
 等ノ、此小役人等ノ、此ケチナ根性ヨリシテ、吾國家ヲ斯ノ如クシテ居ルデ
 アル、余ハ單ニ大臣ヲ責メナイデアアル、併ナガラ其地位ニ居レバ其事大臣ニ
 及バサルヲ得ヌノデアアル、唯長イコトハ申シマセヌカラ、大小官吏吾々立法
 院ニ今日マデ居ル所ノ吾々、未ダ日本ニハ未ダ我國ニハ、天皇陛下ト云フモノ
 ノガアルト云フト忘レナイデ貫ヒタイ、又臣民ト云フモノガアルト云
 フコトヲ忘レナイデ貫ヒタイ、今日ノ所見ルトキニハ、長多クモ上、天皇陛

下、下人民、臣民、憲法ト云フモノハ追々ニドウシタノデアアル、唯今日目リノ利慾、目リノ權謀——權謀術數ニ迷フテ、大切ナル所ノ國家ノ前途ノ運命ト云フモノヲ危クスル、既ニ危クシタ、其責ハ誰ニ在ルデゴザイマセウカ、其時ノ大臣其時ノ立法院、吾々ニアルノデアアル、宜シク是ハ何ノ辨ヘモナイ無學文盲ノ學力モ何モナイ田中正造ガ、斯ノ如キコトヲ申スノハ、實ニ堂々タル諸君及政府ニ對シテモ失言、或ハ過言ト思フカハ知リマセウケレドモ、左様ナルコトニ私ハ頓著シナイノデアアル、己ノ信ズル所ヲ以テ御告申シテ置クノデゴザイマスカラ、苟モ國家ヲ思ハヌ者ハアルマイカラ、國家ヲ思フナラバ幾分か、吾々ノ界見モ御採用ガアツテ宜シカラウト信ズル、誰アツテ國ヲ思ハヌ者ハナイ、誰アツテ國ヲ思ハヌ者ハナイガ、日々ノ目リノ事ニ蔽ハレテ、遂ニ國家ト云フモノヲ打忘レテシマフノデアアル、是レ人情ノ弱點、ドウカ共元ニ歸ツテ、本心ニ戻ツテ、明治初年ノ如ク新政府ノ置カレタ明治政府ノ置カレタ當時ノ如ク政府モヤルベシ、帝國議會モ亦二十三年帝國議會ノ開ケタ當時ノトキノ如キ心ヲ以テ、サウシテ此國ヲヤツテ參リマスレハ、或ハ——或ハ僥倖ニシテ悉ク國家ガ亡滅ニ至ラナイデ濟ム場合ガ萬ガ一ニ僥倖スルコトガアルカモ知レナイ、失禮ナガラ今日ノ如キ政府ノ遣リ方デアリマスレバ、實ニ其内ニ在ツテハ左程ニ思ハヌガ知レマセウケレドモ、之ヲ外ニ在ツテ公平ナル局外ノ眼カラ見マスレバ、之ヲ何ト見レドゴザイマセウ、ツレ、相當ナル學力アリ、相當ナル識力ヲ以テ居ル諸君ガ政府ニハ多イコトデアルカラ、宜シク心ヲ本心ニ戻ツテサハヤレバ、大イニ又ナシ易イコトモアルノデアアル、物ガ間違デ居テヤツタトキニハ、勞ガ多クシテ其效ガ擧ラナイ、明治二十三年以來政費ハ三倍シテ國力ハ振ハナイ、何タルコトデアアル、政費ハ三倍シテ國力ハ舊ニ劣ル、斯様ナコトガドコニゴザイマスカ、國家ニ對シテ何ヲ以テ政府ハ御申譯ガゴザイマスカ、歳出ハ三倍以上ニ至ツテ、國力ハ前ノ如クニ振ハヌト云フヤウナコトハ、如何ナル些末ナル申譯ガ山程アラウトモ、ツレヲ以テ申譯ニハナラナイノデアアル、モウ質問ノ説明ノ何デゴザイマシテ、餘事ニマデ涉リマシテ怪シカラヌ長イコトヲ申シマシタ、是デ御免ヲ蒙リマス

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ議事日程ノ議事ニ移リマス、議事日程ノ第一治安警察法案貴族院回付

第一 治安警察法案(政府提出貴族院回付)

○恆松隆慶君(百四十二番) 此治安警察法案デゴザイマスガ、是ハ第二十四箇條ニ涉ル所ノ増加削除修正ガゴザイマスガ、是ハ宗教法案ガ成立シナイガタメニ、新ニ増加ニナツタ箇條ガゴザイマス、其他修正モゴザイマスガ、免ニ此場合ハ貴族院ノ回付同意シテ、成立セラレタイト云フ考デアリマス、ドウカ御贊成ヲ請ヒマス

(贊成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 貴族院ノ回付ニ同意スルコトニ御異議ガアリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ同意スルコトニ致シマス、議事日程ノ第二軍人恩給法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長報告——岡田龍松君

第二 軍人恩給法中改正法律案 (政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○岡田龍松君(百六十四番) 諸君、軍人恩給法中改正法律案ノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、本案改正ノ要旨ハ、近來下士志願ノ者ガ年々減少ヲ致シマスル傾ニナツテ居リマスルニ依ツテ、此補充ノタメニ本案ノ改正ヲ要シマスルノデゴザイマス、ツレレ別ニ經費ノ増額ヲ要スルノデハゴザイマセズ、又准士官下士其人ニ對シテ見マスルト、至ツテ便利ナ改正案デゴザイマスルガ故ニ委員會ニ於キマシテハ全會一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタ、此段御報告致シマス

○恆松隆慶君(百四十三番) 本案ハ讀會省略ヲ以テ確定致シタイ、委員長報告通異議ハゴザイマセヌ

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

軍人恩給法中改正法律案

確定議

○議長(片岡健吉君) 委員長報告通テ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス——議事日程ノ第二衆議院議員選舉法改正法律案ノ協議會ガ、マダ成案ガ出來ヌサウデアリマスカラ、此際暫時休憩ヲ致サウト議長ハ考ヘル

○伊藤德三君(四十五番) 此際第四ヲ御議シニナル譯ニ參リマスマイカ簡短ナモノデスカラ、直キ濟ミマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程變更ノ動議ガアリマスレバ……

○西村淳藏君(二百七十八番) 本員ガ改テ提出致シマス

(贊成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第三ハシマヒニ殘シテ置キマシテ、第四ヲ線上デテ議事ニ附スルコトニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ共通致シマス——第三ハ政府案デアリマスカラ、政府ニ同意ヲ求メマシタラ、政府ハ同意スルト云フコトデアリマスカラ、議事日程ヲ變更シテ第四ノ工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護ニ關スル建議案、委員長報告——伊藤德三君

第四 工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護

(委員長報告)

(伊藤德三君演壇ニ登ル)

○伊藤德三君(四十五番) 工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護ニ關スル建議案、本案ハ昨日委員會ヲ開キマシテ、段々政府委員ニモ質問ヲ致シマシタ所ガ、政府委員ハ本案ノ精神ニ於テハ十分同意ヲスル所デアルケレドモ、此問題ハ餘程重大ナル問題デゴザイマシテ、サウシテ此法律ヲ設クルニ附キマシテモ、他ノ法律ニ種々關係ヲ致ス所モゴザイマスルシ、餘程是マデ十數

年取調ヲシテ居ルガ、未ダ完全ノ域ニ達シナイノデアアル、故ニ此建議案ニゴザイマスル所ノ「次期議會迄」ト云フ六字ヲ削ツテ與レタナラバ、同意ヲスルト云フコトデゴザイマシタ、所デ委員會ハ「次期議會迄」ト云フ六字ヲ削ルコトニ、滿場一致デ同意ヲ致シマシタ譯デゴザイマスル、此案ハ最モ必要ナル案デ簡單ナル事柄デゴザイマスカラ、ドウカ議會ヲ省略シテ速ニ可決アラシムコトヲ希望シマス

○恆松隆慶君(百四十二番) 建議案デゴザイマスカラ、議會省略ニ及ビマセヌ、直チニ可決シテ異議ハゴザイマセヌ

○議長(片岡健吉君) 委員長報告通テ御異議アリマセヌガ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス、議事日程ノ第五ハ延シマシテ、是デ暫時休憩ヲ致シマス

午後二時二十四分休憩

午後四時十八分開議

○議長(片岡健吉君) 休憩前ノ會議ニ引續キマシテ會議ヲ開キマス——報告ガアリマス、質問書ニ對シテ政府ヨリ答辯書ガ參リマシタガ、是モ例ニ依リマシテ期讀ヲ省イテ速記録ニ掲載スルコトニ致シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

(書記朗讀)

田中正造君提出足尾銅山鑛毒問題ノ請願ニ關スル質問ニ對シ西郷内務會禰農商務大臣ヨリ花井卓藏君外五名提出足尾銅山鑛毒被害民ノ請願竝ニ往來ノ自由ヲ妨ケタル義ニ關スル質問ニ對シ西郷内務會禰農商務大臣ヨリ花井卓藏君外五名提出足尾銅山鑛毒地免租及鑛業稅等ニ關スル質問ニ對シ松方大藏西郷内務會禰農商務大臣ヨリ高木正年君提出正貨準備ニ關スル質問ニ對シ松方大藏大臣ヨリ早川龍介君提出外櫻田町一區域ノ地ニ關スル質問ニ對シ西郷内務大臣ヨリ答辯書ヲ受領セリ

(左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

衆議院議員田中正造君ヨリ足尾銅山鑛毒問題ノ請願ニ關スル質問ニ對シ内務農商務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十三日 內閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出足尾銅山鑛毒問題ノ請願ニ關スル質問書ニ對シ

別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月二十三日 內務大臣侯爵西郷從道

農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員田中正造君提出足尾銅山鑛毒問題ノ請願ニ關スル質問書ニ對スル答辯書

一政府ハ帝國議會ノ議決ヲ蔑視シタルコトナク其回付ニ係ル請願ニ付テモ調査及處分ノ進行ヲ怠リタルコトナク其他質問ノ如キ事實ヲ認メス

右及答辯候也
明治三十三年二月二十二日 內務大臣侯爵西郷從道
農商務大臣 曾禰荒助
衆議院議員花井卓藏君外五名ヨリ足尾銅山鑛毒被害民ノ請願竝ニ往來ノ自由ヲ妨ケタル義ニ關スル質問ニ對シ內務農商務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十三日 內閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員花井卓藏君外五名提出足尾銅山鑛毒被害民ノ請願竝ニ往來ノ自由ヲ妨ケタル義ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月二十二日 農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員花井卓藏君外五名提出足尾銅山鑛毒被害民ノ請願竝ニ往來ノ自由ヲ妨ケタル義ニ關スル質問主意書ニ對スル答辯書

本件事實ハ本月十五日衆議院議員田中正造君提出質問及本月十七日衆議院議員東良三郎君提出質問ニ對スル答辯ノ通

右及答辯候也

明治三十三年二月二十二日 內務大臣侯爵西郷從道

農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議員花井卓藏君外五名提出足尾銅山鑛毒地免租及鑛業稅等ニ關スル質問ニ對シ大藏大臣外二大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十三日 內閣總理大臣侯爵山縣有朋

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員花井卓藏君外五名提出足尾銅山鑛毒地免租及鑛業稅等

質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月二十三日 大藏大臣伯爵松方正義

內務大臣侯爵西郷從道

農商務大臣 曾禰荒助

衆議院議長片岡健吉殿

衆議院議員花井卓藏君外五名提出足尾銅山鑛毒地免租及鑛業稅等

質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

第一項 府縣稅町村稅ノ缺損額ハ假定ノ課率ニ依リ算出スルノ外實際ノ缺損額ヲ知ルニ由ナシ

第二項 明治二十九年以降足尾銅山鑛業稅額ハ左ノ如シ

明治二十九年 鑛業稅 二万七百二十一圓

鑛區稅 六百八十九圓

鑛業稅 二万二千五百六十六圓

鑛區稅 六百九十三圓

鑛業稅 二万三千四百四十圓

鑛區稅 六百八十五圓

銅ノ輸出稅ハ其ノ產地ニ依テ區分セサルヲ以テ特ニ足尾銅山產出ノ銅ニ對スル輸出稅ノ金額ハ明瞭ナラス

明治三十一年

鑛業稅 二万三千四百四十圓

鑛區稅 六百八十五圓

鑛業稅 二万二千五百六十六圓

鑛區稅 六百九十三圓

鑛業稅 二万七百二十一圓

鑛區稅 六百八十九圓

鑛業稅 二万二千五百六十六圓

鑛區稅 六百九十三圓

鑛業稅 二万三千四百四十圓

鑛區稅 六百八十五圓

鑛業稅 二万二千五百六十六圓

第三項 渡良瀬川附近ニ於テ免租トナリタル土地ノ產出額ハ年ニ依リ又場所ニ依リ著シキ差違アルヲ以テ之ヲ概括シテ無害地ノ產出額ト對比スルコトヲ得ス

第四項 明治二十九年以來足尾銅山ノ產出額及其市價ハ左表ノ如シ

年次	產出額	價額	百斤ニ付價格
二十九年	九八四九〇八九	二、九七、七九二	二、三三〇
三十年	八九、九四九三	二、五、六三二	二、五三〇
三十一年	九一、四六、五七九	二、三、四〇八四	二、五三〇
三十二年	九七、〇、四八九	三、二、六、七二五	三、二六

右及答辯候也
衆議院議員高木正年君ヨリ正貨準備ニ關スル質問ニ對シ大藏大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十三日
衆議院議員高木正年君提出正貨準備ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十三年二月二十二日
衆議院議員高木正年君提出ニ係ル正貨準備ニ關スル質問書ニ對スル答辯書

正貨ハ經濟上ノ狀況ニ依リ出入スルモノニシテ政府ハ目下正貨準備ノ基礎ヲ危フスルノ事實ナシト認ム

右及答辯候也
明治三十三年二月二十二日
衆議院議員早川龍介君提出外櫻田町一區域ノ地ニ關スル質問ニ對シ内務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十三年二月二十三日
衆議院議員早川龍介君提出外櫻田町一區域ノ地ニ關スル質問ニ對シ内務大臣侯爵山縣有朋

衆議院議員早川龍介君提出外櫻田町一區域ノ地ニ關スル質問ノ答辯書

該地ハ將來官省建築ノ豫定地ナリ
右及答辯候也

明治三十三年二月二十二日
貴族院ハ政府提出本院ノ送付ニ係ル感化法案及本院ノ提出ニ係ル外國ヨリ輸入スル鹹魚燻製魚及魚粕ニ關スル法律案登祿稅法中改正法律案市制町村制中改正法律案地上權ニ關スル法律案帝國ノ外國ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律案酒造稅法中改正法律案ヲ可決シ混成酒稅法中改正法律案ニ對シ第二讀會ヲ開カサルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通牒アリ

○中村彌六君(七十六番) 議長
○中村彌六君(七十六番) 聊カ議長ニ對シテ質問ヲ致シタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 中村彌六君
(中村彌六君演壇ニ登ル)

○中村彌六君(七十六番) 本員ハ唯今ヨリ極テ簡短デゴザイマスガ、議長ニ對シマシテ一ツノ質問ガゴザリマス、ソレハ外デモゴザリマセヌ、即チ政府ヨリ提出致シマシタ所ノ、國有鐵道法案竝ニ私設鐵道ノ買收法案ノコトデゴザイマス、元來申スマデモナク此法案ト云ヒマスモノハ、隨分世ノ中ヲ騷ガシタルモノデアツテ、實際我國ノ經濟上總テノ場合ニ於キマシテハ、ナカノ重大ナル問題デゴザリマス、而シテ此問題ガ出マシテ既ニ委員會ト云フモノモ、殆ド覆問モ終リ唯今日ハ此表決ヲ致シテ、而シテ之ヲ議長ニ報ジテ、之ヲ本會ニ出スバカリニナツテ居ルノデゴザリマス、今日私モ其委員ノ一人トシテ手ヲ束ネテ、四五ノ日ノ間空然トシテ待ッテ居ルノデゴザリマス、諸君、此問題ハ實ニ國家ノ財政上總テノ前途ニ於テ、至大ノ關係ヲ有チ、殊ニ今日ノ經濟社會ト今日ノ財政ノ此有様ニモ拘ラズシテ、政府ガ斷乎トシテ之ヲ議場ニ法案トシテ出シタル以上ト云フモノハ、非常ナル是ニ確信ガアツテ、コト、私共ハ竊ニ考ヘテ居リタラシム、此重大ナル所ノ問題ニモ拘ラズ、委員會ニ於キマシテハ政府大臣ノ説明ヲ——出席シテノ説明ヲ請ヒマシタガ、病ニ托シテ出席モサレズ、總ニ陸軍大臣ガ出マシテ、軍事上ノ必要ヲ説イタニ過ギサルガ如キ有様デアアル、私ハ是ニ於テ議長ニ對シテ質問ヲ致スノハ、總テ斯様ナ會期切迫ノ場合ニ至リマシテハ、議長ガ委員長殊ニ委員會ニモ督厲ヲ致シテ、其議事ノ進行ト云フモノヲ促スト云フコトガ、從來ノ慣例デモアリ、又斯ル問題デ大問題デゴザリマスナラバ、殊ニ議院ハ即チ其確信ヲ以テ之ヲ決定シテ以テ、議院ノ立法部ノ意思ヲ明ニスルト云フコトガ必要ナコトヲ考ヘル、政府ニ於テモ、斯ノ如キ場合ニ於テ、此重大ナル問題法案ヲ出シタガラ、會期切迫ノ今日ニ當ツテモ、如キ場合ニ於テ、此重大ナル問題法案ヲ出シタガラ、法案ヲ忘レタガ如キ有様、如何デアアルカ、議院法ニ於テ、若シ議院委員會ガ延シテ居ルナラバ、政府ハ委員會ノ手ヲ放シテ緊急動議ヲ求ムル權利モゴザリマス諸君、政府ガ斯ノ如キ權利ヲ、即チ斯様ナ場合ニ於テ用ヒルコトデアラウト思フノデアアル、然ルニモ拘ラズ、其事ハ未ダ私ハ聞及ビマセヌ故ニ、議長ニ對シテソレ等ノ手續ノアリシヤナカリシヤト云フコトヲ一應質問致スノデアアリマス、元來此今ノ内閣大臣ガ、至誠ニテ國ニ竭スト云フコトノナイト云フコトハ、國民ノ悉ク信ジテ居ルノデアアル(ヒヤ、ヒヤ)ト呼フ者アリ)サリナガラ此法案ノ如キモノト云フモノハ、恐レ多クモ即チ其必要ナルコトヲ御上ニ申上ゲテ、其御裁可ヲ得テ爰ニ法案トシテ提出シタモノデアアツテ、而シテ之ヲ斯ノ如クニシテ置クト云フコトハ、如何ナルモノデアアルカ、誠ニ私ガ思フ、上聖明ニ對シテモ決シテ相濟ム譯デアハナイト云フコトヲ考ヘル、デ彼等ガ斯ノ如キマデ、固ヨリスル所ノ人デアハナイト、今日マデ確信シテ居リマシタケレドモノガ益、今日ニ至リマシテ是等ノ人ガ、至誠國ニ竭スト云フコトノ心ノ一片モナイコトモ、私ハ爰ニ於テ明ニナツタト云フコトマデ考ヘルノデゴザリマス(質問ノ要旨ガ盡キタ問題外ダ)ト呼フ者アリ)是ハ理由デアアル(君モ委員會ノ一人デアハナイカ)ト呼フ者アリ)斯ノ如キ有様、誠ニ若シ之ヲシテ真正ニ評セシメタナラバ、上聖明ヲ欺イテ下國家ノ事ヲ弄スルト云フモノデアゴザイマセウト考ヘルノデアアル、諸君立法部ニ於テモ或ハ種々ナ御考ガアツテ、是ハ議員ノ大勢既ニ斯ノ如キ法案ニ對シテハ贊成者モ少ク、敗兆既ニ現ル、ト見テ居ルガ故ニ、或ハ政府ニ盲從スル所ノ諸君ハ、寧ロ是ハ擲潰ス方ガ宜カラウト云フ御考デヤツテ居ルノデアアラウト思ヒマスガ、是ハ議院ノ體面ニモ關

○中村彌六君(七十六番) 聊カ議長ニ對シテ質問ヲ致シタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 中村彌六君

スルシ、又國民ニ對シマシテ立法權ヲ輕ンズルト云フコトノ責ハ、諸君ハ率
 ザ知ラズ、吾々マデモ負ハナケレバナラヌト云フコトニマデ立至ルノデア
 之ヲシテ斯ノ如クニ至ラシメザルト云フコトハ、即チ議長ガツレド、ノ手續
 ヲ盡ス所ノ責任デゴザリマスガ故ニ、議長ト云フモノハ其委員會ト云フモ
 ノヲ督勵シテ、議事ノ進行ヲ促スヤウナコトヲシタルヤ否ヤ、矢張議事ガ進
 行セズトモ、委員ガ怠ケテ置キマシテ、或ル意味ヲ以テ握潰シテモ、議長
 ハ矢張ツレマデモ盲從シテゴザラヌト云フコトモ聽キタイノデア、故ニ私
 ハ是ニ於テ會期切迫ノ此間ニ於テ、政府ハ如何ナル法案ニ對シマシテ議院ニ
 請求若クハ——請求等モアツタカ、又議長ハ斯ノ如キ不法ナル委員會ニ對シ
 マシテ、如何ナル手順ヲ以テ、此進行ヲ進メタコトガアルカナキカト云フコ
 トヲ質問致シタイ、是ダケガ私ノ質問ノ要領デゴザリマス、之ニ對シテ議長
 ハ答ヘラレシコトヲ望ム

○星亨君(九十一番) 今ノコトハ私ガ委員長デアアルカラ、一應私カラ……

○議長(片岡健吉君) 今中村彌六君ノ御質問ニ對シテ、私ハ御答ヲ致スノデ
 アリマス、議長ハ議會ハ切迫致シテ居ルカラ、度々此議會ニ向ツテモ、特別
 委員ノ諸君ハ、十分ニ早ク議案ヲ審査セラレンコトヲ御注意致シタコトニ
 三度アリマシタ、ツレダケノ御答ヲ致シテ置キマス
 ○星亨君(九十一番) 今鐵道ノコトニ附イテ、中村君ガ質問ガゴザイマシタ
 ガ、一應ツレニ答ヘテ置クガ相當ト考ヘテ居ルデア、彼ノ鐵道ノ委員會ハ二
 十日ニ開キマシテ、進歩黨ノ人ハ即チ質問ヲ續出シテ居ツテ、マダ其質問
 ガ終ラナイ位デアアルデア、ツレ故ニ開キマシレバマダ質問ガ出ルコトニ
 ナツテ居ルノデゴザリマス、然ルニ中村君ハサウデナイト言フガ、實際ツレ
 ニ相違ナイノデア、而シテ今日ハマダツレヨリ二日外タ、ナイノデア、(議
 場騒然聽取スル能ハス) 唯願ハクハ進歩黨ハ質問ヲ止メテ、負ケルトキニ負
 ケルヤウニシテ貫ヒタイト私ハ考ヘル、サウ云フ事實デゴザイマスカラ、諸
 君ニ一應御報道シテ置クノデア

(此時發言ヲ求ムル者多シ)

○議長(片岡健吉君) モウ議事日程ノ議ニ移リマス、議事日程ノ第三衆議院
 議員選舉法改正法律案

第三 衆議院議員選舉法改正法律案(政府提出兩院協
 議會議長報告)

衆議院議員選舉法改正法律案兩院協議會成案 (條數ハ總テ政府
 案ノ條數ニ據ル)

第八條 貴族院議決案ノ通即チ左ノ如シ

- 一 帝國臣民タル男子ニシテ年滿二十五年以上ノ者
- 二 選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上其ノ選舉區内ニ住所ヲ有シ仍
 引續キ有スル者
- 三 選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上土地租十圓以上又ハ滿二年以上
 地租以外ノ直接國稅十圓以上若ハ地租ト其ノ他ノ直接國稅トヲ通
 シテ十圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタ
 ル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス

第十條 政府案ノ通

第百六條 削除
 一 左ノ諸條ハ貴族院議決案(政府案)ノ通
 第五條第六條第十條第十四條第十六條第十八條第二十條乃至第二十
 二條第二十四條乃至第二十七條第三十二條第三十六條第三十八條第
 三十九條第四十二條乃至第四十六條第六章及第七章全部第七十條乃至
 第七十二條第七十四條第七十八條第八十二條第八十六條第八十七條第
 第八十九條乃至第九十二條第九十四條第九十六條第百條第百七條第
 百八條第百十三條
 一 別表ハ別紙ノ通改ム但シ北海道沖繩縣ハ政府案通
 (北海道廳及沖繩縣ハ兩院協議會ノ議
 題トナラサルヲ以テ本表中之ヲ省ク)

東京府	十一人	栃木縣	六人
京都府	五人	宇都宮市	一人
京都市	三人	奈良縣	一人
大阪府	五人	奈良市	一人
大坂市	三人	三重縣	一人
堺市	一人	津市	一人
神奈川縣	六人	四日市市	一人
横濱市	一人	愛知縣	七人
神戶市	二人	名古屋市	二人
兵庫縣	六人	靜岡縣	十一人
神戶市	一人	靜岡市	一人
姫路市	一人	山梨縣	九人
長崎縣	十一人	山梨市	一人
長崎市	一人	甲府縣	一人
對馬市	一人	滋賀縣	一人
新潟縣	六人	大津市	一人
新潟市	一人	岐阜縣	五人
群馬縣	十三人	岐阜市	一人
群馬市	一人	長野縣	七人
前橋縣	九人	長野市	一人
千葉縣	十六人	宮城縣	九人
千葉市	一人	仙台市	一人
茨城縣	一人	宮城市	一人
水戸市	一人	福島縣	八人
福島縣	九人	福島市	一人

嶺南	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	高岡	島根	松江	岡山	廣島	尾道	山口	赤間	和歌山	德島	香川	高松	丸龜	愛媛	松山	高知	福岡	久留米	門司	大分	佐賀	熊本	鹿兒島	宮崎	鹿兒島	大島		
部	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	部	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
一	一	一	六	四	五	一	一	三	一	一	八	一	一	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八

コトニ附キマシテハ、貴族院ノ方デハ貴族院ノ議長副議長ヲ選マレ、衆議院ノ方デモ矢張議長副議長ヲ選ンデ、衆議院ニ於テハ拙者ガ即チ議長ニ選マレ、工藤行幹君ガ副議長ニ選ンデ、衆議院ニ於テハ拙者ガ即チ議長ニ選マレ、シマシタガ、昨日ハ、兩方ノ議員併テ二十名デアルカラ、此人々ガ各意見ヲ唱ヘタトキニハ、議事ヲ遷延スルノ虞ナシトモ申サレナイカラシテ、即チ其内ノ幾部分ノ人デ小サキ委員會ヲ組織致シテ、之ヲ纏メテ方ガ宜カラウト云フコトノ發議ガゴザイマシテ、其順序ニ致シマシタノデアル、即チ貴族院ノ方デハ議長ノ外ニ三名、衆議院デモ矢張議長ノ外ニ三名、八名ノ協議委員ガ相談ヲ致シマシタノデアル、而シテ貴族院モ此度ハ成ルダケ此案ヲ通過セシメタイト云フ意思ト見エマシテ、出來ルダケハ、議ヲ以テ、此案ヲ成立致シタイト云フコトニナツテ居ル、又吾々モ此院ノ大體ノ意思ヲ察スレバ、矢張此案ヲ成立セシメタイト云フコトデアルカラ、出來ルダケノ讓歩ハ致シテ以テ、此案ヲ成立スルト云フ方針デ、其八名ノ委員ガ互ニ相談ヲ致シマシタノデアル、ツレデ其相談ニ附イテハ、或ハ甲ノ點ニ附イテハ讓リ、乙ノ點ニ於テハ讓ルコトガ出來ナイ、種々論判ノ末、或ハ一回ハ離レテ、サウシテ別々ニ會ヲ致シ、或ハ昨日ハ相談ガ纏マラナイデ、本日マデ別レテ相談ヲ致サナケレバナラヌヤウナコトニナリマシタガ、結局本日ニ於テ其八名ノ委員ノ意見ハ纏リマシテ、即チ八名ノ委員ノ多數ノ意見ヲ纏メテ、成案ト云フモノガ茲ニ成立チ、尙ホ此會ニ於テ即チ成案ニ對シテ決ヲ採リマシタ所ガ、成案ニ贊成ノ者ガ十四名、固ヨリ其際ニ於テハ丁度衆議院ノ方ガ議長ニナリマシタカラシテ、十五名ガ成案贊成デアル、五名ガ成案反對デアル、併テ九人、議長ヲ一人除イテゴザイマスノデアル、斯ウ云フコトニナリマシテ、成案ガ纏ツタノデアル、而レテ尙ホ幾分か其成案ノ纏リマシタコトニ附イテ、諸君ニ御話ヲシマセウト考ヘマスガ、先ヅ大體此案ニ附イテハ、餘餘修正ガ貴族院ノ方ニゴザイマスノデアルカラシテ、之ヲ一々初ヨリ逐條ニ就イテ話ヲ致シタ所ガ、唯手問ヲ取ルバカリデアルカラシテ、一ツ此大體ノ問題ニ附イテ定メテ、而シテ其問題ノ決スル所ニ依ツテ、逐條ヲ極メテ方ガ宜カラウト云フコトニナツタノデアル、ツレデ第一ノ問題ト云フモノハ、郡市ノ區別デアルノデアル、即チ市ヲ獨立セシムルカ將タ獨立セシメナイカト云フコトニナルノデアル、諸君モ知ラル、如ク、衆議院ニ於テハ苟モ市デアルナラバ、一人ノ代議士ヲ出サシムルト云フ獨立ニ決シテ置キマシタノデアル、然ルニ貴族院ニ於テハ五万以上ノ市ニアラザレバ、一人ノ代議士ヲ出スコトガ出來ナイト云フ極メニナツテ居リマスノデアル、ツレ故ニ吾々ハ衆議院ノ意見ヲ重シテ、種々貴族院ノ人々ト相談ヲ致シテ、種々相談ノ結果、是ハ往道ハ長イノデゴザイマスガ、詰リ貴族院ハ其纏メルト云フ精神ヲ有タレハガタメニ、五万ト云フモノヲ三万マデ讓ルデアル、即チ三万以上ノ市ニ於テハ一人ヲ出スコト云フコトニ讓ルト云フコトニナリマシタノデアル、ツレカラモウ一人ハ此貴族院ニ於テハ、郡市ノ區別ヲ附ケテゴザイマシタノデアル、即チ此一人以外ヲ選出スルニ當ツテハ十万人ニ於テハ市ガ一人ヲ出スコトガ出來、郡ニ於テハ十四万人ニ於テ一人ガ出來ルト云フ、此郡市ノ區別ガアツタノデア、之ニ對シテモ吾々ハ此所ニ於テ郡市ノ區別ヲ立テルコトハ困ルニ依ツテ、此點ニ於テハ郡市ヲ區別ナクシテ貴族院ハナケレバナラヌノデアルト云フコトヲ話シマシタガ、貴族院ニ於テハ此度ノ選舉法ノ意思ハ、實業家ヲ代表セシム

ルコトデアアルカラ、幾分カ郡ト市トハ區別スルニ必要ナリト云ツテ、隨分此點ニ於テモ固ク取テ讓ラナイヤウデアツタガ、種々相談ノ上ニ、此點ニ於テモ郡市ハ區別シナイト云フコトニ、貴族院ニ於テ同意ヲ表サレタノデアアル、即チ郡市ト云フモノハ區別シナイノデアアル、ソレカラシテ、今度ハソレナラバ此人口ノ數ハ、ドウスルカト云フコトノ問題ニナツテ參ツテ、貴族院ニ於テハ十四万、市ニ於テハ十萬デアアル、斯ウ云フコトデアリマシテ、此點ニ附イテモ折合上郡市通シテ十三萬ト云フコトニ讓リマシタノデアアル、郡市ヲ區別致サズニ十三萬ト云フコトニ、纏リガ附イタノデアアル、ソレヨリ割出シテ見マスルト、此衆議院議員ノ數一應諸君ニ御話致サウト考ヘル、先ヅ其貴族院ノ原案ニ依リマスレバ、市ヨリ選出スル代議士ハ四十五人デアアル、郡ヨリ選出スル代議士ハ二百八十一人デアアル、之ニ島三三名、ソレカラシテ又此沖繩縣二人、北海道六人、之ヲ加ヘマスルト、總計ニ於テ三百三十七人ト云フノガ、即チ貴族院ノ修正ノ案ニナリマスノデアアル、然ルニ相談ノ上十四萬ヲ十三萬ニ致シ、五萬ヲ市ヲ三萬マデ下ゲルト云フ結果ガ、市ニ於テハ六十一名選出スルコトガ出來、ソレカラ郡ニ於テハ二百九十七名ヲ選出スルコトガ出來、而シテ之ニ島三名ト北海道六名、尙ホ沖繩縣ノ二名、即チ十一名ヲ加ヘマスレバ、總計ニ於テ三百六十九人ト云フコトニナルノデアアル、サウ致シマスルト、貴族院ノ數ヨリハ三十五人程殖ニタコトニナルノデアアル、此點ニ附キマシテモ貴族院ノ意思ハ、吾々ノ察シマスル所ニ依リマスレバ、成ルダケ此代議士ノ數ヲ殖サナイ方ノ議論ヨリ參ツテ居リマスカラ、此三十七名殖スト云フコトニ附イテモ餘程議論ガアリ、餘程困ツタヤウニ見受ケルノデアアル、然レドモ折合上、ドウカ此度ハ通過セナケレバナラヌト云フコトノデアアル、貴族院自ラ吾々ノ主張スル所ニ贊成ニナツタ譯ニナルノデアアル、ソレカラシテ其次ニハ大選舉區小選舉區ト云フコトノ爭デアツテ、遂ニハ貴族院ニ於テハ大選舉區論デゴザイマシタカラ、吾々ハ是ハ折合上已ムヲ得ヌカラ、大選舉區ニ讓ルコトニ致シマスノデアアル、ソレカラシテ其次ハ單記聯記ノ議論モ出マシタガ、詰リ衆議院ノ此度ノ意志ニ依リマシテモ、多クハ單記ノコトニナツテ居リマスシ、又貴族院ハ決シテ聯記ニハ贊成ガ出來ナイト云フコトニナツテ居ルカラ、單記ニ同意致シマスノデアアル、モウ一ツハ記名無記名ト云フコトニナリテ居ルデアアル、是ハ衆議院ハ記名ヲ主張シ、貴族院ニ於テハ無記名ヲ主張シテ居ツタガ、遂ニ昨日此點ニ於テ纏マラス、今日モ色々相談ヲ致シマシタガ、到底貴族院ニ於テハ無記名ヲ記名ニ讓ルコトガ出來ナイノデアアル、其故ニ是モ已ムヲ得ズ吾々ハ記名ヲ無記名ニ同意スルコトヲ致シマスノデアアル、ソレカラモウ一ツ資格問題デアアル、選舉權ノ資格ニ附キマシテハ、貴族院ハ十圓、衆議院ハ五圓ト云フコトデアアル、此點ニ於テモ非常ニ吾々盡力致シマシタガ、然レドモ此十圓ニ附イテハ、衆議院ニ於テモ百何十名ト云フ多數ノ人ガアル、島田君ナシカハ大贊成ノヤウニ見受ケタコトモゴザイマスシ、サウシテサウ云フ譯デアレバ、又帝國黨ノ如キデハ、ドウシテモ、十圓デナケレバナラヌト云フ議論モゴザイマシタニ依ツテ、旁以テ之ヲ十圓ニ讓ルノ外ハナイ、然レドモ被選人ハドウナツテ居ルカト云ヘバ、貴族院ハ矢張被選人ハ十圓ノ納稅資格ヲ附ケテゴザイマシタガ、此點ニ附イテ貴族院ガ讓ツテ、被選人ニ於テハ納稅ノ資格ハ無シト云フコトヲ認メラレタノデアアル、先ヅ大體ノ協議ノ成案ノ大體ハ斯ノ如キモノト考ヘマスガ、

ソレニ附キマシテ段々此衆議院選舉法案ノ中ニ、ソレニ依ツテ改正ヲ致サナケレバナラヌモノガ多クナリマスノデアアル、而シテ大選舉區ト極リ、又ハ無記名ト極リ、單記ト極リ、以上ハ、ソレノ修正ヲ致サナケレバナラヌヤウニナリマシタガ、是ハ多クハ政府ノ前ノ原案通ニナツテ居ルノデアアル、即チ唯今諸君ノ御手ニ配付シテ居ル所ノ別表ノ外ニ、モウ一ツ成案ト云フモノガ段々參レデゴザイマセウガ、是ニ依リマスルト、此成案ハ即チ貴族院ノ修正ノ中ノ吾々ガ大問題ノ決シタ上ニ、自然ニ同意ヲ致シタノハ、即チ是ハ政府案ト同シヤウチモノデアアルカラシテ、一々是ハ諸君ニ向ツテ、ドノ條ハ斯ウ修正ニナツタ、彼ノ條ハドウダト云フコトハ申上ゲナイデ、前ノ政府案通ト云フコトニ御承知ニナツテ違ヒナイト思フノデアアル、(年齢ハドウチリマシタカト呼フ者アリ)年齢ノ如キハ變ツテ居マス、ソレハ、今御手許ニ往ツテ居ル中ニ書イテアルト思フ、サウ云フヤウチ小サナ問題ハ、議論ニハ上ツテ居リマスガ、非常ニ議論ハナイノデアアル、ソレ故ニ一々報告ハ致サナイノデアアル、御手許ヲ御覽ニナレバ大抵分ラウト考ヘルノデアアル、(無イ)ト呼フ者アリ)無ケレバ貴族院ノ修正通、即チ二十五トシタト思フノデアアル、大體ノ報告ハ之ニ止メテ置キマスガ、質問等ガゴザイマスナラ、十分御聽ヲ願ヒタイ(年齢ハドウチリ)ト呼フ者アリ)誰ノ年齢デス、被選人カ又ハ選舉人デスカ(選舉人)ト呼フ者アリ)ソレハ丁年ハ確カ此方ノ案ニアツタノヲ、貴族院ニ於テハ二十五歳ト改メテ居ル(此時發言スル者多シ)御質問ガアルナラ承リマスガ、委員長ノ報告ニ依リマスルト云フコト、報告ニナツタ簡條以外ハ、政府案ニ同意デアアル、ソレニ違ハヌト云フ御報告デアリマスガ、政府案ニ依リマスルト云フコト、増員ニナリマシタモノハ即チ補選選舉ヲスルト云フコトニナツテ居ル、ソレハ協議會デハドウナリマシタカ

○星亨君(九十一番) サウ云フ風ニ申シタデハナイノデアアル、自然ノ結果、大問題ガ決シタ自然ノ結果ト致シマシテ、直ツタモノハ茲ニ成案トナツテ居リマスカラ、其成案ノ多クハ其政府案ト同シモノデアアルカラト云フコトヲ申上ゲテ、而シテ此アナタノ御聽ニナル所ノ補選選舉ト云フモノハ、是ハ問題ニハナラナイノデアアル、ト云フハ衆議院ニ於テモ補選選舉ハシナイノデアアル、貴族院ニ於テモ矢張其通ニナツテ居ルノデアアル、問題ニハナツテ居ラヌ、サウ云フヤウチコトデ、モウ宜ウゴザイマスカ

○加藤六藏君(二百八十七番) 立會人ハドウ云フ風ニナツタカ、誰ガ極メルカ

○星亨君(九十一番) 立會人ハ郡長ナラ郡長、即チ政府案ノ通ニナツテ居ル、前ノ閣引ハ止メタノデアアル

○加藤六藏君(二百八十七番) サウスルト、郡長トカ、知事トカ、郡長ガ指名スルノデスカ、一種ノ都合ノ好イ人ヲ……

○星亨君(九十一番) ソレハ郡長ガ指名ヲ致スノデアアル、進歩黨ノ人ニ都合ガ惡ルイ、進歩黨ニ都合ガ惡ルイト云フノデスカ、サウ云フ意味デスカ、ソラ分リマセヌナ、サウ云フコトハ書イテナイヤウデ、進歩黨ノ都合ガ惡ルイナント云フコトハ……

○工藤行幹君(二百七十九番) モウ一應質問ヲシタイノデスカ、唯今星君ノ答ハ進歩黨ニ都合ノ惡ルイカト云フコトデアリマスガ、衆議院ハ抽籤デヤル

ト云フコトハ、滿場一致ヲ以テ、立會人ヲ定メルニハ抽籤デヤラウト云フコトニ決議シタノデアアル、之ヲ貴族院ハ或ハ郡長縣知事ニ指名サセルト云フコトニ修正シタノデアアル、然ラバ進歩黨ニ拘ラズ、衆議院ノ院議ヲ重ズルナラバ、之ヲ改正シテ理由ヲ御報告ニナルガ當然ト思フカラ……

○星亨君(九十一番) 私ハ斯ウ云フ意味ニ聽取リマシタ、今ノ加藤六藏君ハ何カ何ノ方ニ都合ノ好イ者ニ命ズルカト、斯ウ云フコトデアアルカラ、即チツレハ進歩黨ノ都合ノ好イヤウニ命ズルト云フコトハ書イテナイト言フタノデ、其問ガ起ツタカラ答ヘタノデアアル、ダカラシテ問フ人ニ能ク御聽ヲ願ヒタイノデアアル

○議長(片岡健吉君) 江藤新作君

(江藤新作君演壇ニ登ル)

○江藤新作君(二十六番) 諸君、本員ハ唯今協議會ノ議長ヨリ報告セラレマシタ此衆議院議員ノ選舉法ノ成案ニ向ツテ反對ノ意ヲ表シマス、全體衆議院議員選舉法ハ此改正案ハ年來ノ宿題デアリマシテ、本員等ニ於キマシテモ、是ガ一日モ早ク改正セラレシコトハ、切ニ希望スル所デアリマスルガ、諸君、吾々ハ之ヲ改良スルノデアアル、良イ方ニ改メルト云フコトハ固ヨリ希望スル、切ニ希望スル點デアリマスルガ、若シ之ヲ惡ルイ方ニ改メルト云フナラバ、本員等ハ斷乎トシテ之ニ反對ノ意ヲ表サナケレバナラヌノデアアル、全體本案ハ衆議院自家ノ法律デアリマシテ、之ニ向ツテハ貴族院タルモノハ德義上、衆議院ノ決議ニ十分重キヲ措キテ、衆議院ノ精神ヲ探ツテ、重大ナル、重要ナル改正ハ加ヘヌト云フノガ當リ前デアラウト思フノデアアル(「ヒヤク」ト呼フ者アリ)然ルニ此度貴族院ヨリ回付シタル案ハドウデアアルカト言ヘバ、衆議院ノ決議ノ精神ヲ全然破壞シ去ツタノデアアル(「ヒヤク」)又ハ「共通」ト呼フ者アリ)而シテ兩院協議會ノ結果ノ星君ヨリ報告セラレタル彼ノ成案ナルモノハ、ドウ出来テ居リマス、衆議院ノ案ニ近イモノデアアルカ、將タ貴族院ノ案ニ近イモノデアアルカト言ヘバ、是ハ殆ド衆議院ノ精神ヲ滅却シ去ツテ、貴族院ノ修正ニ全然兜ヲ脱イデ降参シタノデアリマス(「ヒヤク」)故ニ本員ハ選舉法ノ改正ハ、切ニ希望スル所デアリマスガ、斯ノ如キ惡ルイ改正ニハ斷乎トシテ茲ニ反對ノ意ヲ表サナケレバナラヌ、其理由ヲ逐一ニ申シマセウナラバ、第一ニ大選舉區小選舉區ト云フコトハ、本案ニ對スル貴衆兩院ノ爭デアアル、又政府案ト衆議院ノ案ノ爭點ニナツテ居ルノデアリマス、全體政府案及兩院協議會ノ成案トナツテ居ル所ノ大選舉區單記無記名ト云フコトハ、斯ノ如キ選舉法ト云フモノハ、何レノ國ニ行レテ居リマセウカ、英吉利ニ於テモ、又佛蘭西ニ於テモ、伊太利ニ於テモ、普瀋西ニ於テモ、總テモ小選舉區制ヲ行ツテ居ルノデアアル、又現在ノ我國ノ現行法モ、即チ小選舉區制ヲ執ツテ居ル、大選舉區單記ト云フ如キ、奇妙不思議ナル制度ヲ取ルニハ及バナシ、世界普通ニ行レテ居ル、如キ不思議ナル選舉ノ制度ヲ取ルニハ及バナシ、世界普通ニ行レテ居ル、立憲國普通ニ行レテ居ル所ノ單記制ヲ採ツテ、小選舉區ノ制度ヲ採ツテ、何ノ不都合ガアリマセウ、吾々ハ故ニ此事ニ附イテハ、ドウシテモ小選舉區制ト云フモノヲ主張シナケレバナラヌ、若シ又大選舉區ト云フコトニ改メマスルナラバ、之ニ伴フニハ必ズ聯記若クハ百步讓テモ、制限聯記マデニハ是非共シナケレバ、大選舉ト云フコトニ贊成ノ意ヲ表スルコトハ出来ナイノデア

ル、又選舉法ニ附キマシテハ既ニ議院政治ヲ行ツテ居ル以上ハ、政黨ノ發達ト云フコトニ附イテハ、十分ニ注意ヲ加ヘナケレバナラヌコトデアアルト思フ、是ハ我黨ノ諸君ハ勿論ノコト、自由黨ノ諸君ト雖モ、必ズ贊成サル、コトデアリマス、然ルニ此大選舉區單記法ト云フモノハ之ハ何デアアル、是ハ政黨ヲ助長スル、政黨ノ發達ヲ助ケルノ法律デアナイ、是ハ政黨ヲ撲滅シ破壊シ去ルノ制度ト言ハナケレバナラヌ(「何ダソ」)ナ議論ガアルモノカ、大間違ダト呼フ者アリ)故ニ本員ハ第一此大選舉區制兩院ノ協議會ヲ採ツタト云フコトニ附イテ、議員ヲ選出致シマスルニ、人口標準ハ衆議院ニ於キマシテハ十万人ニ附イテ一人出スコトニナツテ居リマスガ、此度ノ成案ニ致シマスレバ十三万人ニ附イテ一人、餘程ノ違デアアル、何故ニ斯ノ如キ衆議院ノ修正案ト懸隔シタル成案ヲ作ルコトニ至リマシタラウカ、是ハ必ズ衆議院ノ議員ヲ、是ヨリモハ宜シクナイト云フ、斯ノ如キ議論ヨリ致シマシタコトデアリマセウガ、何レノ國ニ致シマシテモ、我國ヨリモ人口ノ少イ所、例ヘバ英吉利デモ、佛蘭西デモ、伊太利デモ、斯ノ如キ國ニ於テハ我國ヨリ人口ガ少クシテ、議員ノ數ハドウカト云フト、總テ五百若クハ六百ノ議員ノ數ヲ出シテ居ルデアリマセウガ、故ニ此等ノ議員ハ國民ノ人口ニ比較スレバ、如何ニナツテ居ルカト言ヘバ、國民ノ五万若クハ六万ニ附イテ一人ヲ出シテ居ル割合ニナツテ居ル、故ニ我衆議院ガ十万人ニ附イテ一人ヲ出ス案ヲ立ツルハ決シテ無謀デアナイ、是ハ相當ノコトデアアルト私ハ信ズノデアアル、ツレデ私ハ貴族院ノ修正及兩院協議會ノ成案ガ、我衆議院ノ修正ニ非常ニ懸隔シタル成案ヲ作ツタト云フコトニ付イテハ、之ニ向ツテモ反對ヲシナケレバナラヌノデアアル、又記名投票及無記名投票ノコトデアリマスガ、無記名投票ガ記名投票ヨリモ進歩シタル制度デアルト云フコトハ、政府ノ諸君ヨリ聞カストモ、又貴族院ノ諸君ヨリ致シテハズトモ知ツテ居ル、吾々ハ必ズ知ツテ居ル、又承知スルノデアアル、併ナガラ如何ニセン我國ノ如キ所ニ於テハ、無記名投票ヲ用ルコトハ尙早シト云フコトヲ言ハナケレバナラヌノデアアル、我國ノ官吏ニシテ十分ニ信用ヲ置ケル、官吏ノ公德ニ向ツテ、吾々ガ十分ニ信用ヲ置ケルコトガ出来ヌナルナラバ、無記名投票ハ選舉人ノ自由意思ヲ妨ゲナイ制度デアリマスカラ、吾々ハ雙手ヲ舉ゲテ贊成ヲ致スノデアアル、併ナガラ我國ノ官吏ノ如キ、少モ公德ナク耻ヲ知ラズ、己ノ黨派ヲ助ケルタメニ或ハ投票ヲスリ替ヘ、或ハ投票ヲ偽造スルト云フガ如キ、惡事ヲ爲ス官吏ノ充満シテ居ル國ニ於テハ、無記名投票ヲ行フハ尙早シト私ハ言ハナケレバナラヌノデアアル、ツレカラ其次ニ大選舉權ノ擴張ノコトデアリマスガ、衆議院ノ改正ニ致シマスレバ、選舉資格ハ五圓ニナツテ居ルノガ、ツレガ今度ハ十圓ト云フコトニナツテ居ル、全體此選舉權ノ擴張ノコトニ附キマシテハ、自由黨ノ諸君及我進歩黨ノ諸君ト共ニ、多年主張シタルコトデアアツテ、之ヲシテ十分ニ擴張スルト云フコトハ、吾々ハ諸君ト共ニ是非努メナケレバナラヌノニ、何故ニ衆議院ノ精神ト非常ニ懸隔シタル所ノ、十圓ト云フガ如キ非常ニ國民ノ權利ヲ——選舉權ヲ狭小ニシタル、欲メタル案ヲ作ツタノデアリマセウ、是ハ貴族院ガ衆議院ノ體面ヲ侮蔑シ、衆議院ノ權利ヲ侮蔑シ、國民ノ今日進歩シテ居ル全體ノ體面ヲ辱メタル所

ノ修正案デアルト言ハナケレバナラヌデアアル、全體政治ノ進歩ト云フコトハ申スマデモナク、少數人ノ手ヨリ政權ヲ奪フテ、多數ノ人ニ分配スルト云フコトデアアル、然ルニ衆議院ハ已ニ成ルベク多數ノ人ニ政權ヲ分配セント云フノ案ヲ立テ、居ルニ拘ラズ、貴族院ハ無殘ニモ衆議院ノ體面ヲ辱メ、衆議院ノ權利ヲ蹂躪スルガ如キ舉動ニ出デ、終ニ彼ノ衆議院ニ於テ——我衆議院ヨリ出デタル所ノ議員ノ多數ヲシテ——多數ノ者ヲシテ彼等ノ云フ所ニ從フノ已ムヲ得ザルマデニ陥レタト云フノガ、吾々ハ貴族院ノ諸君ノ爲ス所ヲ甚ダ快シトシナイノデテリマス、ソレデ私ハ以上述べタル所ノ理由ニ依ッテ反對ヲナスル、又一ツ市ノ獨立ト云フコトモアリマスガ、是ハ三万以上ト云フコトニナツテ居ッテ、殆ド無制限ト同シヤウナリマスデアアル、併ナガラ此コトハ諸君ト共ニ市獨立ト云フコトヲ決議シタル精神ニハ背クノデアアル、市ノ獨立ヲサセル主義ハ何故デアアルカト云へバ、是ハ人口ヲ標準ニ採ッテ割出シタルデアアリマス、市ヲ獨立セシメルノハ農工商業者ヲ代表スル所ノ代議士ヲ出スノガ主義デアアリマス、初ヨリ市獨立ヲ許ストバ人口ハ三万五千人云フガ如キ制限ヲ立テバナラヌ、私ハ以上述べタル所ノ數箇條ノ反對ノ理由ニ依ッテ居ルコト云ハナケレバナラヌ、私ハ以上述べタル所ノ數箇條ノ反對ノ理由ニ依ッテ兩院協議會ノ成案ヲ否決センコトヲ希望致シマス、思フニ滿堂ノ多數ノ諸君ハ本員ト感フ同ウセラル、コトハ斷シテ疑ヒマセヌ

○議長(片岡健吉君) 佐々友房君

(佐々友房君演壇ニ登ル)

○佐々友房君(百四十二番) 諸君、私ハ此案ニ附キマシテハ最早多辯ヲ要セヌコトデゴザリマスルカラ、極簡短ニ述ベ終ル積デゴザリマス、一體此案ハ最早多年ノ宿題トナツテ居リマシテ、朝野官民共ニ此改正ノ必要ヲ感シテ居ルノデゴザリマス、ソレデ我衆議院ノ希望ハ成ル程先刻來諸君ノ述べラレマシタ所デアリマス、如何セシ貴族院トノ折合上、今日成案ニナリマシタ所ノモノガ、今日我國ニ先ツ適當ナル成案ト思ハレマス(「ノウウ」)

呼フ者アリ) 吾々モ彼ノ市ノ獨立ト云ヒ、其他希望ハ多々アリマスケレドモ、唯今反對論者ガ總テ衆議院ニ向ッテ、貴族院ハ德義上讓ラナケレバナラヌト云フコトヲ申サレマシタケレドモ、是ハ我國ノ制度上並ニ慣例上、悉ク衆議院ニ讓ルト云フコトハ、今日望ミ得ベカラザルコトデゴザリマス、致方ハナイ、今日ノ場合比較ノ進歩シタル所ノ此成案ニ同意ヲスルコトハ、是モ必要ナルコト、思フ、江藤君ノ言レマシタ如ク、惡ルイ方面ニ向ッテ改正ヲスルト云フコトハ、決シテアルマシキコトデアリマス、併ナガラ比較ノ進歩シテ、比較的御互ノ希望ヲ達シ得ル以上ハ、是ハ滿場同意ヲ表シテ宜カラウト思ヒマスカラ、茲ニ私ハ多辯ヲ要セズシテ、成案ノ儘直チニ可決セラレ

○議長(片岡健吉君) 島田三郎君

○恆松隆慶君(百四十三番) 討論終結……

(贊成々々ノ聲起ル)

(大問題ダト呼フ者アリ)

(島田三郎君演壇ニ登ル)

○島田三郎君(百九十四番) 討論終結ノ聲ガ聽エマスガ、本員ハ既ニ許可ヲ得テ居リマスカラ、一應衆議院ノ體面、衆議院ノ信用ヲ維持スルタメニ、是非共反對ノ理由ヲ述ベナケレバナラヌト思ヒマス、此案ヲ茲ニ輕舉ニ通過致シマスルノハ、衆議院ノ無定見ヲ天下ニ披露スルト同シコトデアラウト思ヒマス、本員ハ三ツノ理由カラ之ニ反對ヲ致シテ此期ニ於テ此案ヲ議スベカラズト云フ説デゴザリマス、即チ全部ニ反對デゴザリマス、第一ニハ體面ニ於テ不可ナリ、第二ニハ事實ニ於テ不可ナリ、第三ニ於テハ時期ニ於テ大ニ不可ナリト思ヒマス、唯今ノ場合ニ於テハ事實ニ於テ不可ナルコトハ、江藤君ノ縷縷陳述セラレタル所デ備ツテ居リマスガ、之ヲ如何ニスベキヤト云フ事實ノコトニ至リマシテハ、最早修正ヲ許サザル所ノモノデ、採ルカ捨ルカノ二途ニ出デヌコトデゴザリマス、本員ハ已ムヲ得ズシテ之ヲ捨テザルベカラズト云フコトヲ、諸君ノ前ニ陳述ヲ致サウト思ヒマス、唯今佐々君ハ漠然タル理由ヲ以テ、此修正ハ現法ヨリ稍、善キモノデアアル、比較的善キモノデアアルト云フマシタガ、其比較ノ善キト云フ理由ヨリ一ツモ許サレマス、又衆議院ト貴族院トノ折合ニ於テ(「ソ」)分ラナイコトハナイト呼フ者アリ)御聽ニナレバ分リマスカラ、聽ナサレシコトヲ望ミマス、尙ホ本員ノ見マスル所ニ依リマスレバ、佐々君ノ如ク衆議院ト貴族院トノ折合ト云フモノハ、小節目ニ於テ云フベキコトデアリ、根本ノ大主義ニ於テ斯ノ如キコトハ述ベキモノデアリト思ヒマス、本員ノ見ル所ニ依リマスレバ、貴族院ノ修正ハ現時ノ國情ニ適セズシテ、尙ホ衆議院ノ大主義ニ悖ル所ノ修正デアルト思ヒマス、其事ハ江藤君ガ述べラレマシタ、他ノ方面ヨリ本員ガ證據立テマスト云フ、先

日此議案ガ衆議院ノ議ニ上ボリマシタトキニ、如何ナル議事法ニ依ッテ決ヲ採ラレマシタカ、總テノ案ヨリ抽出シマシテ、選舉區ノ大小如何ト云フコトノ根柢デアレバ、斯様ナル決議法ヲ採ツタト云フハ、是ガ改正ノ根柢デアレバ、如何ニ議論ヲ盡シマス、星君ノ述べラレタル所、佐々君ノ述べラレタル所ハ、小節目ノ爭ニシテ、大根柢ハ衆議院ノ決議ヲ重ク貴族院ニ讓ツタト云フ不體裁ヲ來シタノデゴザリマス(「ヒヤ」)即チ斯ノ如ク讓ルベキモノデアラナラバ、何故ニ諸君ハ政府ノ原案ニ向ッテ、前日同意ヲセラレナカッタカ、其時ノ議場ノ有様ヲ御覽ニナリマスレバ、大多數ヲ以テ衆議院ノ修正ヲ中ヨリ抽出シテ、先ツ以テ決セラレタルノデゴザリマス、然ルニ一朝貴族院ト交渉ヲ致シマスレバ、此根柢ヲ讓ルト云フコトハ、即チ衆議院ニ自信ナキコトヲ示シ、無定見ヲ天下ニ披露スルト申シマス、譯デゴザリマスカラ、本員ハ體面上大ニ不可ナリト、斯様ニ論結ヲ致シマス(「ヒヤ」)ト呼フ者アリ、恆松隆慶君「サウ云フ説ヲ出スノガ不體面ダト呼フ」畢竟スルニ是ハ斯様ナルコトデアラウト思ヒマス、選舉法改正ト云フ名ヲ取ッテ、地方ハ披露セント云フ賤シキ根柢デアアルト思ヒマス(其通ト呼フ者アリ)本員ハ斷言致シマス、改正ト云フコトハ、進歩致シタ善キ所ノ變化ト云フ意味デアアル、唯今ノ無定見デアツテ、曾テ決議シタル所ヲ自ラ崩シテ、貴族院ノ修正ニ默從スルト云フ不體裁ノ變化デアアルト本員ハ斷言致シマス(「ノウウ」)

ヤノ、其事ニ附イテ、本員ハ江藤君ノ述べタル所ヲ尙ホ補ツテ申シマスレバ、全體大選舉區聯記ト云フ説ガ永ク行レテ居リマシタガ、昨年ノ府縣會ノ選舉ニ於テ此實施ノ大弊害ヲ認メテ、判然諸君ノ多數ガ小選舉區デナケレバ、唯

今ノ度合ニ適セヌト云フコトヲ覺ラレタノデハゴザイマセヌカ、小選舉區
 デ記名ニシナケレバ、到底投票ヲ支配シ惡クイト云フコトヲ諸君ガ覺ラレタ
 ノデハゴザイマセヌカ、之ヲ諸君ノ真心ニ問ウテ見シタナラバ、唯今此事ニ
 同意セラル、方ガ十ノ八九デアラウト思フテ居リマシタ、否ラザレバ今日ノ
 協議會ノ後ニ何故ニ之ヲ贊成セラル、所ノ黨派ガ或ル一室ニ寄ツテ、壓制的
 ノ決議ヲセラレタノデアアルカ（拍手起ル）即チ本員ガ其事ヲ取ツテ諸君ノ
 真心ニ照シテ見タナラバ、餘リ諸君ニ自信ノナイ、餘リ諸君ガ卑屈デアラ
 己ノ説ヲ曲ゲルト云フニ至ツテハ、本員ハ大ニ之ヲ賤マザルヲ得ヌノデアリ
 マ、此真心ノ分析ヲ天下ノ國民ニ訴ヘテ、國民ノ名ニ依ツテ法律ヲ玩弄ス
 ルト云フコトハ、本員ハ防ガナケレバナラヌ、此修正ハ國民ノ名ニ依ツテ法
 律ヲ政府ノ原案ヲ貴族院ノ修正ニ默從スル所ノ卑屈ノ變化デアルト本員ハ言
 ハナケレバナラヌ、現在ノ國民ノ名デアラウト云フ實ヲ取ルガタメニ、斯ノ如
 ク賤ムベキ舉動ヲ衆議院ニ現出致スノハ、本員ハ諸君ノ心情ヲ曝露シテ、其
 賤ムベキ事實ヲ天下ニ訴ヘナケレバナラヌト思ヒマス、斯ノ如ク本員ハ認メ
 テ居リマスカラ、本員ハ之ハ宜シクナイト思ヒマス、然ラバ何故ニ斯ノ如キ
 モノヲ、倉卒ニ議セラレルカト云フコトヲ非難シナケレバナラヌ、諸君ハ口ト
 行ト違フテ居ルト私ハ思ヒマス、斯ノ如ク急イデ此法律ヲ改正シテ、國情一
 日モ忽セニスベカラズト云フナラバ、何故ニ議會ノ解散ヲ求メテ、英國ノ如
 ク改正シタナラバ、直チニ國民ニ實施セシメテ、諸君ガ一度選ミ直サレルコ
 トヲシナイノデアアルカ、補選選舉スラヤラナイト云フノハ、餘リ卑屈デア
 ト本員ハ思フノデアアル、一方ニハ改正ト云フ美名ヲ取ツテ、豫テノ豫約ヲシ
 タト云フノデ、此議會ノ虛名ヲ博サウト云フタメニ、心ニ背イテ已ムヲ得ズ
 之ニ贊成ヲナサルト云フコトハ、國民ノ名ニ依ツテ政府ト並ニ貴族院ノ修正
 ニ屈從ナサルト云フコトハ、名ハ美デアアルガ面シテ片面ヲ見マスレバ 補選
 選舉ヲ延シテ置イテ、來年モ此必要ガナイ、再來年モ此必要ガナイト云フコ
 トハ、何タル矛盾デゴザイマスカ、此必要ナキモノノ半日、半日ヨリハ寧ロ數
 時間ニ迫ツテ居ル所ノ、此議會ニ斯ノ如キ重大ナ問題ヲ提出シテ、而モ協議會
 ノ議長星君ガ其事ガ如何デアアルカ、御手許ニアツテ分ルデアラウト云フ、模稜
 ノ間ニ斯ノ如キ大法律ヲ議定スルト云フコトニ致シマシタナラバ、凡ソ明治
 年間ノ立憲史ヲ書キマシテ、斯ノ如キ不體裁ヲ未來ニ殘スト云フコトハ本員
 ハ此議席ニ連ツテ大ニ耻ヅルノデゴザイマス、斯ノ如キ誘ヲ避ケンガタメニ、
 來年ニ補選選舉ヲシナイナラバ、諸君ノ真心ニ訴ヘテ來年靜ニ之ヲ議シテ又可
 ナラズヤト本員ハ思ヒマス、即チ第三ノ理由トシテ時期ニ於テ不可ナリ、諸君
 ガ黨派ノ弱版ノタメニ束縛サレズ、諸君ノ真心ノ判斷ニ依ツテ、公明正大ニ
 決議ヲ爲サレタナラバ、確ニ本員ハ此時期ニ於テ議スベカラズト云フコトガ、
 眞理デアルト思フ、國民ノ希望ヲ充シ、議會ノ體面ヲ維持スル上ニ於テ、斯ノ
 如キ論ヲ取ルヨリ致方ガナイト思ヒマスカラ、政府モ斷然斯ノ如ク勿卒ノ間
 ニ切迫シテ、此法ノ通過ヲ望ムヤウナ非ヲ遂ゲズ、政府ヲ助ケル所ノ黨派モ
 來年裕ニ議シテ、國民モ満足シ、衆議院ノ體面ヲ維持セラレンコトヲ望ムノデ
 アル、即チ此期ニ於テ此議案ハ議スベカラズト云フ、大體ノ反對論ヲ諸君ノ
 前ニ陳述致シマス

(討論終結「ト呼フ者アリ」)

- 星亨君(九十一番) 質問ガアリマス
- 島田三郎君(百九十四番) 質問ハ席ニ歸ツテ緩ク御答致シマス
- 星亨君(九十一番) ソレナラバ質問シマス、島田君ハ横濱ノ……
- 星亨君(九十一番) 呼フ者アリ 議場騒然タリ
- 星亨君(九十一番) 前ノ選舉法デハ二人出スコトガ出來タガ、今度ノ貴族院ノ修正デハ一人シカ出セヌカラ、ソレデ君ハ反對スルノデスカ
- 島田三郎君(百九十四番) 唯今賤ムベキ質問ガ出マシタガ……
- 議長(片岡健吉君) 討論終結ニ贊成ガアリマスカ——贊成ガアレバ起ツテ贊成ヲ御唱ヘナサイ(宣告ガ分リマセヌト呼フ者アリ) 討論終結ニ二十人以上ノ贊成ガアルト思ヒマス——討論終結ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス 起立者 多數
- 議長(片岡健吉君) 大多數ト認メマス、討論ハ終結ニナリマシタ、本問題ノ採決ニ附イテ星亨君佐々友房君等カラ、是ハ記名投票ヲ以テ採決シテ貫ヒタイト云フ要求ガアリマス又(反對贊成ノ聲交、起ル)初見八郎君白井哲夫君其他ノ諸君ヨリ無名投票ヲ以テ採決シテ貫ヒタイト云フ請求ガアリマス(贊成反對ノ聲交、起ル)議長ハ記名投票ヲ以テ此決ヲ採ラウト思ヒマス
- 議長(片岡健吉君) 議長ハ之ヲ記名ニスルカ無記名ニスルカト云フコトニ附イテ、記名投票ヲ以テ採決致シマス
- 議長(片岡健吉君) 御手許ヘ木札モ配ツテアリマスガ、數ガ少ウゴザイマスカラ、今日ハ前回ノ通白イ紙ト青イ紙トヲ以テシマス、從來ノ通ニ致シマス
- 星亨君(九十一番) 記名ガ白、無記名ガ青デ願ヒマス
- 議長(片岡健吉君) 閉鎖——宣告ヲ致シマス、此記名ニ同意ノ諸君ハ白イ紙ニ姓名ヲ書キマス、無記名ニ同意ノ諸君ハ青イ紙ニ姓名ヲ記スコトニ致シマス——點呼ヲ始メル前ニモウ一應宣告シマス、記名投票ノ人ハ白、無記名投票ノ人ハ青デス、是ヨリ氏名點呼ヲ始メマス
- 鳩山和夫君(五十七番) 原案贊成ハ白デ、反對ハ青デアアルガ、記名ガ原案ト極ツタノハ、何時デアリマスカ
- 議長(片岡健吉君) 其採決ノシヤウハ議長ノ特權ニアルト思ヒマス
- 鳩山和夫君(五十七番) 議長ハ議院法ト衆議院規則ニ依ツテ整理シナケレバナラヌガ、其第何條ニアリマスカ、チヨット教ヘテ貫ヒタイ(無用々々)ノ聲起ル) 法律規則ニ依ツテ整理スベキモノデアアルガ、其法律規則ニナイコトナレバ、議場ニ諮フベシト思フ
- 議長(片岡健吉君) 呼フ者アリ
- 議長(片岡健吉君) 是ハ先例ニ依ツテアルノデアリマス、是ハ法律ニハアリマセヌ、是マデ御異論ハナイノデ、先例ニ依ツテアルノデアリマス
- 鳩山和夫君(五十七番) 先例ハ何時ノ先例デアリマスカ、何年何月ノ先例

アアルカ、チヨット御不ヲ願ヒマス

(無用々々)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) モウ一應御答シマスガ、記名ノ方ガ先キニ請求ニモナクテ居リ、是マデツレヲ極メルコトハ、議長ノ特權デ極メテ居リマス

○鳩山和夫君(五十七番) 先例ガアルト云フナラ、先例ヲ示シテ下サイ

(必要ガナイ無用々々)先例ハナイ「公平ノ結果ダ」ト呼フ者アリ

(星亨君)先キニ出タノガ原案ダ「ト呼フ

(「點呼ヲ願ヒマス」贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ氏名點呼ヲ始メマス

(書記氏名ヲ點呼ス)

○議長(片岡健吉君) 投票漏ハアリマセヌカー！投票漏ハナイト認メマス、開鎖

(書記官投票ノ數ヲ計算ス)

(林田書記官朗讀)

出席總員二百八十一

可トスル者 百五十二

否トスル者 百三十

贊成者氏名

- 高橋 九郎
- 關 信之介
- 鈴木 忠兵衛
- 鈴木 儀左衛門
- 大塚 常次郎
- 申 康三
- 上 條 謹一郎
- 井 出 毛三
- 多 田 作兵衛
- 中 埜 廣太郎
- 齋 藤 安雄
- 征 矢 野 半彌
- 熊 代 謙三郎
- 栗 原 亮一
- 山 口 定省
- 恆 重 隆慶
- 國 柳 政亮
- 青 柳 四郎
- 松 田 秀雄
- 龍 口 歸一
- 金 井 貢一
- 赤 土 亮
- 金 田 平五郎
- 林 平五郎
- 高 須 賀 禎
- 和 田 彦次郎
- 堀 谷 義三
- 山 本 幸彦
- 下 飯 坂 權三郎
- 三 輪 傳七
- 星 野 助 左衛門
- 門 脇 重雄
- 齋 藤 卯八
- 青 木 正太郎
- 井 上 信八
- 長 坂 重孝
- 高 津 雅雄
- 小 林 乾一郎
- 中 村 榮助
- 橫 山 富次郎
- 長 瀬 清一郎
- 元 田 虎造
- 堀 家 虎造
- 村 野 常右衛門
- 小 田 貫一
- 武 市 庫太
- 林 市 庫太
- 高 須 賀 禎
- 和 田 彦次郎
- 堀 山 通英
- 大 須 賀 庸之助
- 犬 飼 眞平
- 早 川 龍介
- 土 居 平 左衛門
- 深 尾 龍三
- 新 井 啓一郎
- 中 田 彌平
- 和 泉 邦彦
- 佐 々 友房
- 丸 山 嵯峨一郎
- 北 田 豐三郎
- 山 内 吉郎 兵衛
- 小 倉 信近
- 五 十 野 讓
- 石 井 鶴 鼎
- 利 光 鶴 通
- 多 田 壽 通
- 齋 藤 清 東
- 西 原 清 東
- 松 尾 巳代 治
- 永 江 純 一
- 松 岡 長 康
- 内 田 雄 藏
- 山 田 莊 左衛門
- 齋 藤 和 平 太
- 金 尾 稜 嚴
- 古 谷 新 作
- 秋 岡 義 一
- 宮 崎 榮 治
- 井 上 角 五郎
- 植 木 致 一
- 重 岡 薰 五郎
- 富 永 隼 太
- 森 東 一 郎
- 松 本 正 友
- 佐 久 間 元 三郎
- 千 田 軍 之助
- 野 田 卯 太 郎
- 吉 岡 直 一
- 朝 倉 親 爲
- 高 梨 哲 四郎
- 石 口 貫 之助
- 河 口 善 之助
- 西 谷 金 藏
- 河 北 勘 七
- 布 北 勘 七
- 藤 金 作

- 磯 田 和 藏
- 田 村 順 之助
- 田 中 喜 太 郎
- 有 馬 要 介
- 星 月 圭 亨
- 望 月 圭 介
- 山 口 熊 野
- 永 井 嘉 六郎
- 戸 狩 權 之助
- 脇 坂 行 三
- 浦 野 錠 平
- 本 城 安 太 郎
- 西 村 淳 藏
- 前 島 丈 之助
- 西 村 眞 太 郎
- 市 島 謙 吉
- 藤 澤 幾 之輔
- 秋 保 親 兼
- 井 上 彦 左衛門
- 森 川 六 右衛門
- 宮 井 茂 九郎
- 濱 口 吉 右衛門
- 柴 田 四 朗
- 小 田 爲 綱
- 木 村 誓 太 郎
- 佐 藤 伊 助
- 平 岡 萬 次郎
- 鈴 木 萬 次郎
- 安 川 繁 成
- 小 崎 義 明
- 寺 田 彦 太 郎
- 尾 崎 行 雄
- 高 川 定 次郎
- 堀 越 寛 介
- 須 藤 善 一 郎
- 金 岡 又 左衛門
- 新 開 貢 一
- 堀 田 連 太 郎
- 堀 尾 茂 助
- 星 松 三 郎
- 久 米 民 之助
- 井 上 源 衛
- 阿 部 孫 左衛門
- 飯 島 正 治
- 江 角 千 代 次郎
- 稻 垣 正 示
- 松 田 正 久
- 大 三 輪 長 兵衛
- 鯉 島 相 政
- 渡 邊 猶 人
- 伊 藤 德 三
- 内 藤 守 三
- 野 間 豐 五郎
- 後 藤 文 一 郎
- 安 藤 龜 太 郎
- 長 谷 場 純 孝
- 秋 山 源 兵衛
- 室 孝 次郎
- 小 栗 貞 雄
- 岡 田 龍 松
- 野 間 五 造
- 江 島 久 米 雄
- 鹽 路 彦 右衛門
- 富 田 仙 助
- 中 山 平 八郎
- 松 島 廉 作
- 中 島 祐 八
- 佐 藤 通 代
- 岡 本 松 太 郎
- 德 差 藤 兵衛
- 三 輪 潤 太 郎
- 片 野 篤 二
- 小 山 久 之助
- 高 木 正 年
- 白 井 哲 夫
- 望 月 重 夫
- 鈴 野 順 平
- 淺 谷 清 慎
- 鞍 谷 清 慎
- 佐 藤 宗 彌
- 奈 須 川 光 寶
- 福 田 久 松
- 武 市 彰 一
- 佐 藤 清
- 松 田 眞 文
- 松 尾 又 雄
- 大 野 龜 三郎
- 大 龍 傳 十郎
- 有 村 連
- 淺 野 常 路
- 武 弘 宜 作
- 大 久 保 鐵 一
- 片 岡 久 一 郎
- 石 黒 涵 一 郎
- 根 本 正
- 中 辰 之 助
- 持 田 直
- 林 元 俊
- 内 藤 正 義
- 大 津 淳 一 郎
- 坂 本 金 彌
- 初 見 八 郎
- 菅 野 善 右衛門
- 工 藤 行 幹
- 加 藤 六 藏
- 大 隈 英 磨
- 鈴 木 文 三郎
- 河 野 廣 中
- 犬 養 毅
- 島 田 三 郎
- 石 原 半 右衛門
- 加 藤 政 之助
- 大 塚 政 吉
- 今 村 千 代 太
- 關 水 直 彦
- 清 水 靜 三郎
- 田 邊 爲 三郎
- 秋 山 元 藏
- 中 村 元 藏
- 降 旗 元 太 郎
- 村 野 元 太 郎
- 武 富 時 敏
- 宮 原 幸 三郎
- 江 藤 新 作
- 阿 部 興 人
- 田 中 正 造
- 佐 藤 貞 文
- 佐 藤 里 治
- 濱 名 信 平
- 出 水 彌 太 郎
- 草 刈 武 八郎
- 坂 東 勘 五郎
- 佐 伯 誠 一 郎
- 原 田 越 城
- 西 川 宇 吉郎
- 野 尻 岩 次郎
- 新 井 章 吾
- 龍 野 周 一 郎
- 石 谷 董 九郎
- 重 野 謙 次郎
- 菅 原 傳
- 藤 野 辰 次郎
- 高 岡 忠 郷
- 並 河 理 二 郎
- 森 本 確 也
- 菊 池 九 郎
- 大 矢 四 郎 兵衛
- 門 馬 尚 經
- 竹 内 正 志
- 安 部 井 磐 根
- 兒 島 惟 謙
- 磯 部 八 五郎
- 四 宮 有 信
- 淺 香 克 孝
- 小 松 喜 平 治
- 大 村 和 吉郎
- 喜 多 川 孝 經
- 永 田 佐 次郎
- 山 田 順 一
- 鹽 浦 勝 八
- 鹽 田 忠 左衛門
- 和 波 菊 太 郎
- 兩 森 菊 十郎
- 廣 住 久 十郎
- 首 藤 陸 三
- 神 輦 知 常
- 東 原 三 郎
- 山 田 貞 文
- 廣 瀨 貞 文

島山 雄三 橋元 島 三橋四郎次 鳩山 和夫
 星野甚右衛門 大東 義徹 佐々木 正藏 花井 卓藏
 佐久間國三郎 西田 收三 木間 直 内山 松世
 橋本 久太郎 伊藤 直純 木村 格之輔 山田 喜之助
 鹽谷 五十足 三田村甚三郎

○議長(片岡健吉君) 記名投票ヲ以テ採決スルコトニ決シマシメ
 ○星亨君(九十一番) チョット決ヲ採ラ、前ニ錯誤ノアル所ヲ申シテ置キ
 タイ、此成案ノ中ノ此裏ノ方ノ所デゴザイマスガ「左ノ諸條ハ貴族院議決案
 (政府案)ノ通」トゴザイマス、此中ノ第五條第六條第十條トアル、此十條ト
 云フノハ是ハ貴族院議決案ノ通デハナイノデアアル、即チ是ハ政府案ノ通ト云
 フコトニナリマスカラ、此十條ハ別ニ致シテ「政府案ノ通」ナル譯デゴザイ
 マス、即チ十條ハ被選人ハ納稅資格ハ要ラナイト云フコトニ成案ガ出來テ居
 ラナケレバナラヌノデアアル、然ルニ貴族院議決案ニ依ルコトニナルト、納稅資
 格ガ要ルヤウニナル、故ニ成案ニ於テハ「第十條政府案ノ通」トナル譯デゴ
 ザイマスカラ、ウレダケテ改正致シテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 閉鎖——念ノタメ宣告ヲ致シテ置キマスガ、兩院協議
 會ノ成案ヲ贊成スル諸君ハ白イ紙ヘ姓名ヲ記シマス、協議會ノ成案ニ反對ノ
 諸君ハ青イ紙ヘ姓名ヲ記スコトニ致シマス、是ヨリ點呼ヲ始メマス
 ○議長(片岡健吉君) 散會ノ定刻ガ參リマシタガ、議事ヲ延スコトニ致シマ
 ス
 (書記氏名ヲ點呼ス)

(異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 閉鎖——念ノタメ宣告ヲ致シテ置キマスガ、兩院協議
 會ノ成案ヲ贊成スル諸君ハ白イ紙ヘ姓名ヲ記シマス、協議會ノ成案ニ反對ノ
 諸君ハ青イ紙ヘ姓名ヲ記スコトニ致シマス、是ヨリ點呼ヲ始メマス
 ○議長(片岡健吉君) 散會ノ定刻ガ參リマシタガ、議事ヲ延スコトニ致シマ
 ス
 (書記氏名ヲ點呼ス)

(異議ナシト呼フ者アリ)
 ○議長(片岡健吉君) 閉鎖——念ノタメ宣告ヲ致シテ置キマスガ、兩院協議
 會ノ成案ヲ贊成スル諸君ハ白イ紙ヘ姓名ヲ記シマス、協議會ノ成案ニ反對ノ
 諸君ハ青イ紙ヘ姓名ヲ記スコトニ致シマス、是ヨリ點呼ヲ始メマス
 ○議長(片岡健吉君) 散會ノ定刻ガ參リマシタガ、議事ヲ延スコトニ致シマ
 ス
 (書記氏名ヲ點呼ス)

出席總員二百七十七
 可トスル者 百五十一
 否トスル者 百二十六

贊成者氏名

望月 圭介 松田 秀雄 申本 康三 草刈 武八郎
 千田 軍之助 武弘 宜路 大三輪長兵衛 津野 常
 粕谷 義三 山口 熊野 有村 虎造 富永 準太
 内藤 正義 渡邊 猶人 堀家 虎造 高橋 九郎
 小林 乾一郎 青柳 四郎 河北 勤七 戸狩 權之助
 稻垣 示 菅原 傳 關 信之介 丸山 嵯峨一助
 野田 卯太郎 大瀧 傳十郎 門脇 重雄 和田 彦次郎
 後藤 文一郎 熊代 謙三郎 吉岡 直一 濱名 信平
 重岡 薫五郎 山内 吉郎兵衛 板東 勘五郎 宮崎 榮治

本城 安次郎 五十野 讓 鈴木儀左衛門 古谷 新作 早川 龍介 武市 庫太 深尾 龍三 出水 彌太郎 犬飼 眞平 永江 純一 大久保 鐵作 栗原 亮一 多田 通 片岡 久一郎 山本 幸彦 長瀬 清一郎 石 井 隆 恆松 隆慶 石 黒 涵一郎 征矢野 半彌 鈴木 忠兵衛 土居 平左衛門 佐々 友房 青木 正太郎 西川 宇吉郎 石田 貫之助 西谷 金藏 金田 平五郎 高梨 哲四郎 佐々木 正藏 清水 靜十郎 秋山 元藏 神 鞭 知常 大矢 四郎兵衛 鈴木 萬次郎 内山 松世 本間 直 山田 喜之助 福田 久松 伊藤 直純 小田 爲綱 星 稜 金尾 正久 松田 鶴松 利光 鶴松 大野 龜三郎 新井 啓一郎 廣瀬 貞文 有馬 要介 横山 通英 中田 彌平 中 辰之助 小田 貫一 大須賀 庸之助 野間 豐五郎 長坂 重孝 田中 喜太郎 小倉 信近 佐久間 元三郎 齋藤 和平太 阿部 孫左衛門 龍野 周一郎 内藤 守三 和泉 邦彦 齋藤 安雄 西原 清東 村野 常右衛門 田村 順之助 安藤 龜太郎 松岡 長康 市島 謙吉 須藤 善一郎 金岡 又左衛門 鹽路 彦右衛門 鳩山 和夫 秋山 源兵衛 堀田 達太郎 中村 榮助 首藤 陸三 柴 庫次 武市 彰一 井手 毛三 林 元俊 中 墊 廣太郎 齋藤 壽雄 布 施 甚七 松尾 又雄 脇坂 行三 横山 富次郎 北田 豐三郎 佐藤 里治 金 井 貢 植木 致一 大塚 常次郎 森 東 一郎 赤土 亮 原田 赴城 内田 雄藏 上條 謙一郎 井上 信八 永井 嘉六郎 佐伯 誠一郎 星野 助左衛門 藤 金 作 齋 島 相 政 林 莊 左衛門 山田 庄 左衛門 井上 角五郎 西村 淳藏 朝倉 親爲 江藤 新作 鹽田 忠左衛門 田中 正造 高川 定次郎 奈須川 光實 竹内 正志 花井 卓藏 武富 時敏 佐久間 國三郎 石原 半右衛門 中山 平八郎 富田 仙助 井口 定省 山口 雅雄 高津 謙次郎 重野 謙一 元 田 肇 林 彦一 高須 賀一 秋岡 義一 前島 丈之助 河口 善之助 野尻 岩次郎 飯島 正治 新井 章吾 三輪 傳七 伊藤 德三 長谷 純孝 松本 正久 堀 豐彦 持田 直 多田 作兵衛 根 本 正 浦野 錠平 齋藤 卯八 磯田 和藏 鹽谷 五十足 石谷 重九郎 松尾 巳代治 下飯坂 權三郎 瀧口 歸一

反對者氏名

江藤 新作 橋本 久太郎 中村 彌六 久米 民之助 和波 久十郎 星野甚右衛門 德差 藤兵衛 鈴木 文三郎 望月 長夫 西田 収三 三輪 潤太郎 新開 英磨 大隈 英磨

- 議長(片岡健吉君) 兩院協議會ノ成案ニ決シマシタ、議事日程ノ第五ノ請願ノコトガ殘リテ居リマスルガ、今日ハ是ニテ議事ヲ中止スルコトニ致シテハ如何デゴザイマスカ
- 〔拍手スル者アリ〕
- 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ是ニテ議事ハ中止スルコトニ致シマス、例ニ據リマシテ本議會中議事ニ附シタル所ノモノト、其結果ヲ書記官長ヲシテ報告致サセマスガ、其前ニ私ハ諸君ニ一言致シマス、諸君、十四帝國議會ハ今日ヲ以テ終了致シタノデアリマス、此議會中議案ノ都合ニ依リマシテ休會ヲ致シマシタル日ヲ除キマシテ、議事ヲ開キマシタル日數ガ三十四日間デアリマス、其間ニ於テ積年希望ヲ致シテ居リマシタル所ノ衆議院議員選舉法改正法律案、是ハ満足ナ結果ヲ見マセザツタケレドモ、本會ニ於テ此衆議院議員選舉法改正法律案ヲ議了致シタノデアリマス、其他府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ノ國庫支辨、或ハ其他法律案デハ鐵道、郵便、電信、土地收用法、治安警察法等ニ關スル諸法律案ノ如キ、或ハ財政ニ關スル所ノモノ、或ハ教育ニ關スル所ノモノ、或ハ農工商業ニ關スル所ノモノ實ニ國家重要ノ問題ヲ議了致シタノデアリマス、是ハ畢竟諸君ノ御勉勵ノ然ラシムル所ト實ニ私ハ喜ブノデアリマス、例ニ依リマシテ其議事ニ附シタル所ノモノ、結果ヲ書記官長ヨリ御報告ニ及ヒマス
- 〔林田書記長朗讀〕
- 政府ノ提出ニ係ル議案總テ八十七、此内可決シタルモノ八十三、否決シタルモノ二、未決ノモノ二、議員ノ提出ニ係ル法律案總テ七十六、此内可決シタルモノ三十九、否決シタルモノ十五、撤回シタルモノ九、消滅シタルモノ五、未決ノモノ八、上奏案總テ二、此内可決シタルモノ一、建議案總テ七十一、此内可決シタルモノ五十二、否決シタルモノ八、撤回シタルモノ二、未決ノモノ九、重要勳議總テ五、此内可決シタルモノ三、否決シタルモノ一、消滅シタルモノ一、以上ヲ合スレバ本院ニ提出セラレタル議案ノ總數二百四十一、此内可決シタルモノ百七十八、否決シタルモノ二十七、撤回シタルモノ十一、消滅シタルモノ六、未決ノモノ十九、此ノ外決算ニアリ、又請願書ノ提出セラレタルモノ總計五千七百二十二通、此内採擇スベキモノト決シタルモノ三十通、未決ノモノ一通、參考トシテ政府ニ送付シタルモノ二百四十八通、請願委員會ニ於テ否決又ハ却下シタルモノ五千四百四十三通ナリ
- 議長(片岡健吉君) 是ニテ今日ハ散會ヲ致シマス
- 〔拍手起ル〕
- 午後六時十四分閉會

衆議院議事速記録第二十三號正誤

頁	段	行	誤	正
四八	下	一六	五百	五省
四九	上	一六	爲	爲サシテ
同	同	一〇	ナルラ	ナルニ
同	同	一七	河水	河川
同	同	一八	被害	被害ノ
頁	段	行	誤	正
同	同	一八	被害	被害ノ
同	同	一七	河水	河川
同	同	一〇	ナルラ	ナルニ
同	同	一六	爲	爲サシテ
同	同	一六	五百	五省

「水量年々高ク」ヨリ以下四四〇頁上段七行「之ヲ私」マデノ十四行ヲ削リ四四〇頁上段二十行破線ヲ改造シノ下へ挿入ス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ是ニテ議事ハ中止スルコトニ致シマス、例ニ據リマシテ本議會中議事ニ附シタル所ノモノト、其結果ヲ書記官長ヲシテ報告致サセマスガ、其前ニ私ハ諸君ニ一言致シマス、諸君、十四帝國議會ハ今日ヲ以テ終了致シタノデアリマス、此議會中議案ノ都合ニ依リマシテ休會ヲ致シマシタル日ヲ除キマシテ、議事ヲ開キマシタル日數ガ三十四日間デアリマス、其間ニ於テ積年希望ヲ致シテ居リマシタル所ノ衆議院議員選舉法改正法律案、是ハ満足ナ結果ヲ見マセザツタケレドモ、本會ニ於テ此衆議院議員選舉法改正法律案ヲ議了致シタノデアリマス、其他府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ノ國庫支辨、或ハ其他法律案デハ鐵道、郵便、電信、土地收用法、治安警察法等ニ關スル諸法律案ノ如キ、或ハ財政ニ關スル所ノモノ、或ハ教育ニ關スル所ノモノ、或ハ農工商業ニ關スル所ノモノ實ニ國家重要ノ問題ヲ議了致シタノデアリマス、是ハ畢竟諸君ノ御勉勵ノ然ラシムル所ト實ニ私ハ喜ブノデアリマス、例ニ依リマシテ其議事ニ附シタル所ノモノ、結果ヲ書記官長ヨリ御報告ニ及ヒマス

〔林田書記長朗讀〕

政府ノ提出ニ係ル議案總テ八十七、此内可決シタルモノ八十三、否決シタルモノ二、未決ノモノ二、議員ノ提出ニ係ル法律案總テ七十六、此内可決シタルモノ三十九、否決シタルモノ十五、撤回シタルモノ九、消滅シタルモノ五、未決ノモノ八、上奏案總テ二、此内可決シタルモノ一、建議案總テ七十一、此内可決シタルモノ五十二、否決シタルモノ八、撤回シタルモノ二、未決ノモノ九、重要勳議總テ五、此内可決シタルモノ三、否決シタルモノ一、消滅シタルモノ一、以上ヲ合スレバ本院ニ提出セラレタル議案ノ總數二百四十一、此内可決シタルモノ百七十八、否決シタルモノ二十七、撤回シタルモノ十一、消滅シタルモノ六、未決ノモノ十九、此ノ外決算ニアリ、又請願書ノ提出セラレタルモノ總計五千七百二十二通、此内採擇スベキモノト決シタルモノ三十通、未決ノモノ一通、參考トシテ政府ニ送付シタルモノ二百四十八通、請願委員會ニ於テ否決又ハ却下シタルモノ五千四百四十三通ナリ

○議長(片岡健吉君) 是ニテ今日ハ散會ヲ致シマス

〔拍手起ル〕

午後六時十四分閉會

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ是ニテ議事ハ中止スルコトニ致シマス、例ニ據リマシテ本議會中議事ニ附シタル所ノモノト、其結果ヲ書記官長ヲシテ報告致サセマスガ、其前ニ私ハ諸君ニ一言致シマス、諸君、十四帝國議會ハ今日ヲ以テ終了致シタノデアリマス、此議會中議案ノ都合ニ依リマシテ休會ヲ致シマシタル日ヲ除キマシテ、議事ヲ開キマシタル日數ガ三十四日間デアリマス、其間ニ於テ積年希望ヲ致シテ居リマシタル所ノ衆議院議員選舉法改正法律案、是ハ満足ナ結果ヲ見マセザツタケレドモ、本會ニ於テ此衆議院議員選舉法改正法律案ヲ議了致シタノデアリマス、其他府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ノ國庫支辨、或ハ其他法律案デハ鐵道、郵便、電信、土地收用法、治安警察法等ニ關スル諸法律案ノ如キ、或ハ財政ニ關スル所ノモノ、或ハ教育ニ關スル所ノモノ、或ハ農工商業ニ關スル所ノモノ實ニ國家重要ノ問題ヲ議了致シタノデアリマス、是ハ畢竟諸君ノ御勉勵ノ然ラシムル所ト實ニ私ハ喜ブノデアリマス、例ニ依リマシテ其議事ニ附シタル所ノモノ、結果ヲ書記官長ヨリ御報告ニ及ヒマス

〔林田書記長朗讀〕

政府ノ提出ニ係ル議案總テ八十七、此内可決シタルモノ八十三、否決シタルモノ二、未決ノモノ二、議員ノ提出ニ係ル法律案總テ七十六、此内可決シタルモノ三十九、否決シタルモノ十五、撤回シタルモノ九、消滅シタルモノ五、未決ノモノ八、上奏案總テ二、此内可決シタルモノ一、建議案總テ七十一、此内可決シタルモノ五十二、否決シタルモノ八、撤回シタルモノ二、未決ノモノ九、重要勳議總テ五、此内可決シタルモノ三、否決シタルモノ一、消滅シタルモノ一、以上ヲ合スレバ本院ニ提出セラレタル議案ノ總數二百四十一、此内可決シタルモノ百七十八、否決シタルモノ二十七、撤回シタルモノ十一、消滅シタルモノ六、未決ノモノ十九、此ノ外決算ニアリ、又請願書ノ提出セラレタルモノ總計五千七百二十二通、此内採擇スベキモノト決シタルモノ三十通、未決ノモノ一通、參考トシテ政府ニ送付シタルモノ二百四十八通、請願委員會ニ於テ否決又ハ却下シタルモノ五千四百四十三通ナリ

○議長(片岡健吉君) 是ニテ今日ハ散會ヲ致シマス

〔拍手起ル〕

午後六時十四分閉會